

令和7年12月11日

魚沼市議会議長 志田 貢 様

福祉文教委員会  
委員長 星 直樹

### 福祉文教委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第110条の規定により報告します。

#### 記

- 1 調査事件名
  - (1) 所管事務調査
  - (2) 閉会中の所管事務等の調査について
  - (3) その他
  
- 2 調査の経過 12月11日に委員会を開催し、付託案件の審査を行った。  
所管事務調査については、魚沼市こども計画の素案について、第3次魚沼市環境基本計画の素案について、第3次魚沼市一般廃棄物処理基本計画の素案について、第2次魚沼市地域公共交通計画の素案について、執行部から説明を受け質疑を行った。市民の声を聞く会での意見・要望事項等の取扱いについて、協議した。  
閉会中の所管事務等の調査については、これを行うこととした。  
その他で、第2次魚沼市人権教育・啓発推進計画策定について、子ども・子育て支援金の負担について、後期高齢者医療保険料率の改定について、魚沼市健康づくり計画策定（改訂）について、魚沼市地域医療計画策定について、令和8年度以降のけん診会場の変更について、権利を放棄した医師等修学資金の不納欠損処分及び基金への補填について、第3次魚沼市生涯学習推進計画について、第2次魚沼市子ども読書活動推進計画について、旧入広瀬中学校校舎及び入広瀬体育館の解体について、執行部から説明を受け質疑を行った。  
また、その他で市税の滞納処分及び滞納処分の執行の停止について、ナンバープレートについて執行部から報告を受けた。  
令和8年度の行政視察について及びスマートディスカッショングの容量低減について委員長から各委員に依頼があった。  
指定管理者制度について協議した。

## 福祉文教委員会会議録

### 1 審査事件

- (1) 請願第4号 新潟水俣病全被害者の救済と問題解決に向けた取組に関する請願書
- (2) 陳情第1号 「私立高校の学費負担軽減と専任教員増を促進するため、私学助成の増額・拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書
- (3) 発議第4号 クマ被害対策に向けた各種支援を求める意見書の提出について
- (4) 議案第97号 魚沼市税条例の一部改正について
- (5) 議案第98号 魚沼市在宅介護サービスセンター条例の一部改正について
- (6) 議案第108号 指定管理者の指定について（魚沼市特別養護老人ホームあぶるま苑）
- (7) 議案第109号 指定管理者の指定について（魚沼市湯之谷デイサービスセンター）
- (8) 議案第110号 指定管理者の指定について（魚沼市入広瀬デイサービスセンター）
- (9) 議案第111号 指定管理者の指定について（魚沼市守門健康センター）

### 2 調査事件

#### (10) 所管事務調査

- ①魚沼市こども計画の素案について
- ②第3次魚沼市環境基本計画の素案について
- ③第3次魚沼市一般廃棄物処理基本計画の素案について
- ④第2次魚沼市地域公共交通計画の素案について
- ⑤市民の声を聞く会での意見・要望事項の取扱いについて

#### (11) 閉会中の所管事務等の調査について

#### (12) その他

- ①第2次魚沼市人権教育・啓発推進計画策定について
- ②子ども・子育て支援金の負担について
- ③後期高齢者医療保険料率の改定について
- ④魚沼市健康づくり計画策定（改訂）について
- ⑤魚沼市地域医療計画策定について
- ⑥令和8年度以降のけん診会場の変更について
- ⑦権利を放棄した医師等修学資金の不納欠損処分及び基金への補填について
- ⑧第3次魚沼市生涯学習推進計画について
- ⑨第2次魚沼市子ども読書活動推進計画について
- ⑩旧入広瀬中学校校舎及び入広瀬体育館の解体について
- ⑪その他

3 日 時 令和7年12月11日 午前10時

4 場 所 本庁舎3階 委員会室

5 出席委員 磯部竜太郎、古田島 丞、佐藤卓摩、星 直樹、大平恭児、渡辺一美

(志田 貢議長)

6 欠席委員 なし

7 参考人 新潟水俣病共闘会議 事務局長 有田純也  
新潟県私学の公費助成をすすめる会 清水 悠

8 紹介議員 高野甲子雄

9 委員外議員 本田 篤

10 説明員 内田市長、樋口教育長、吉澤市民福祉部長、大塚教育委員会事務局長、  
戸田市民福祉部副部長、大羽賀税務課長、関生活環境課長、  
茂野介護福祉課長、小山健康増進課長、岡部学校教育課長、  
青柳生涯学習課長、浅井子ども課長

11 書記 坂大議会事務局長、閨間主任

12 経過

開会 (10:00)

星委員長 定足数に達していますので、ただいまから福祉文教委員会を開会します。本日は議案が多くあります。活発な意見を出していただきながら、スムーズな運営に御協力願います。まず、本委員会に付託されました議案について審議願います。

#### (1) 請願第4号 新潟水俣病全被害者の救済と問題解決に向けた取組に関する請願書

星委員長 日程第1、請願第4号 新潟水俣病全被害者の救済と問題解決に向けた取組に関する請願書を議題とします。請願者から、魚沼市議会委員会における請願者又は陳情者の趣旨説明に関する要綱第3条及び第4条の規定により、事前に趣旨説明申出書が提出されていますので、当委員会として趣旨説明を認めることとしてよろしいかお諮りいたします。本請願を審議するに当たり請願者から意見を聞くことについて御異議ありませんか。(異議なし) 異議がありませんので、請願者の趣旨説明を認めます。

請願者であります新潟水俣病共闘会議事務局長、有田純也様は指定の席にお着きください。なお、念のため申し上げますが、請願者は委員長の許可を得て発言し、委員は請願者に対し請願等の内容及び趣旨説明に関する質疑をすることができますが、請願者は委員に対して質疑をすることができないことになっていますので御了承願います。また、発言の内容は簡潔にするものとし、請願の趣旨説明であるため、この請願の範囲を超えることはできませんので御了承願います。

それでは、請願者であります新潟水俣病共闘会議事務局長、有田純也様に趣旨説明を求めます。

有田参考人 新潟水俣病共闘会議で事務局長をしております有田と申します。本日は、請願の趣旨説明をする機会をえていただき、ありがとうございます。それでは説明させていただきます。皆さんも御存じのとおり、新潟水俣病は今年の5月31日で公式確認から60年を迎えました。新潟県でも、こうした記念行事が開催されました。しかしながら、新潟水俣病患者はまだ救済されておらず、私たちノーモア・ミナマタ新潟第2次訴訟というものを今やっています。それがちょうど今日で12年を迎えます。2013年の12月11日、ちょうどもう12年前ですね、ノーモア・ミナマタ新潟第2次訴訟を始めました。この裁判、昨年新潟地裁で結審が出たんですけれども、残念ながら全員の患者は救済されず、東京高裁と新潟地裁でいまだに裁判が続いております。60年がたった今でも、いまだに新潟水俣病患者というのは救済されていない、問題が解決されていないということあります。

原告146人の中でこの12年間の裁判中に38人が亡くなっています。平均年齢も75歳となりまして、高齢の患者さんだと90歳を超える患者さんもおられます。私たちは一刻も早い解決を望んでおります。こうした中で、こういった意見書採択の取組ということで、今、全県を回っております。新潟県議会においては、6月の定例会や9月定例会におきまして、新潟県議会でも同じような意見書が採択されまして、また水俣病が発生した流域市町村ですね、新潟市、阿賀野市、五泉市、阿賀町の各議会でも、同様の意見書が採択されており、新潟県流域市町村では意見書採択がされております。この動きを全県に広げようということで、30市町村全ての採択を目指しております。10月31日に新潟水俣病キャラバンということで県庁を出発しまして、何班かに分かれて請願の趣旨説明をお願いに回っております。

ここ魚沼市には、11月4日に私と原告団副団長の昆義雄が参って議長に要請というのかお願いをしたというところであります。

新潟水俣病公式確認から60年ということで、一刻も早い解決が急がれるということで、請願趣旨としましては、国に対しては救済制度を確立するということで、今、超党派で水俣新法が、今臨時国会で審議される見通しであります。ただ、なかなかこの臨時国会で非常に厳しい情勢かなと思っておりまして、来年の通常国会までもつれこむかなと思っております。

こうした中で、意見書が採択されるということが救済に向けた大きな後押しになると思っております。請願事項としては、救済制度を確立すること、そして流域市町村の健康調査ですね。この健康調査が行われなければどれくらい水俣病の患者が存在するかが分からないということであります。原告146人が声を上げておりますけれども、そのほかに多くの潜在患者がいると思われます。このノーモア・ミナマタ新潟第1次訴訟というのが2011年に第1次の方は和解したんですけれども、その中でも170人の原告がいたんですけれども、そのときにできた特措法では1,500人を超える方が声を上げたということで、同じような新法案が制定されればもっと多くの潜在患者が救済されると、裁判だけではなくて、新たな救済制度で潜在患者が救済されると思っております。ぜひとも早く解決するために、水俣病の問題を解決するために、何卒の請願趣旨の趣旨を御理解いただきまして、皆様から御協力いただけたらと思います。よろしくお願いします。

星委員長 これから、請願者である新潟水俣病共闘会議事務局長、有田純也様に対する質疑を行います。

渡辺委員 これまで 60 年たってもまだ解決されないということに関しては、やはり病気を持っているない、被害に遭っていない私たちですらやはり本当に一刻も早く解決してほしいという思いがあります。この請願の 1 番、2 番について、全く反対とかではないんすけれども、少しお話を聞かせください。まず、新潟県として流域自治体というんでしょうか、そちらでの採択をされましたけれども、そのほか、それ以外の自治体で、新潟県内で採択されているところはありますか。

有田参考人 今 12 月議会で同じような取組をしているので、今のところまだ採択されたという話は聞いておりません。

渡辺委員 もう 1 点は、水俣病は熊本県でも同じような被害者がおられて、熊本県で新潟県に要望しているようなことは、全て終わっているのでしょうか。

有田参考人 熊本の状況については把握しておりません。私は新潟のことしか把握しておりません。

渡辺委員 そうしますと、今ほどの説明ですと、恐らく第 1 次の時に判決が下って、訴訟を起こした人は 170 名程度であったけれども、1,500 名の方が声を上げたということで、1,500 名近い方がまた救済されました。今後、この 2 番目の住民の健康調査とかをすると、やはりかなりの方が救済の対象になるというお考えでしょうか。

有田参考人 そうですね。2011 年の特措法の和解のときには健康調査をされていないんですよね。されていないにもかかわらず、やはり多くの 1,500 人が声を上げたということで、健康調査がされれば多くの方が名乗り出てくると思います。今、原告になっている 146 人というのは、前の特措法で遅れてしまった人なんですね。2 年半で締め切ったために、それに間に合わなかった人が今裁判に訴えている状況ですので、間に合わなかった人や、あるいは症状に気づかなかった人が出てくるかなと思います。本当に感覚障害って年を取って出てくるものですから、気づかない、これは年のせいだと何か勘違いしている方もおられますので、また国がそういった制度をつくって呼びかければ、本当にたくさんの方が水俣病じゃないかなと思って名乗り出してくれることがあると思います。もちろん健康調査をすれば一番いいんでしょうけれども、この救済制度ができれば名乗り出てくる方はたくさんいると思います。

星委員長 ほかにありませんか。

大平委員 私から何点かお聞きしたいと思います。国は 60 年も放置してきたと思うのですよね。皆さんの戦いによって築かれたところもあるんだけれども、いまだに救済されないという御説明がありました。最大の問題というのは、国が何で 60 年も放置していたのか。何を理由に放置していたのか。裁判でも戦っている原告の方の思いもあると思うので、皆さん方の主觀で結構ですので、ぜひお答え願えないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

有田参考人 国がなぜと言われても、私たちはなかなか答えられない、正直分からぬというのが正直なところなんすけれども、やはり患者はずっと切り捨てられてきたという歴史があるわけですね。私たちからすると法律がちゃんと救済制度、ずっと裁判所が今の国の救済制度、患者の認定の仕方がおかしいと言ってきたわけですね。今、最高裁の判決だと、今、感覚障害のみで水俣病患者を認めようということで、もちろん魚を食べたり喫食

のこと等やっているんですけども、やっぱり国の制度というのは、感覚障害だけじゃ認めなくて、複数の視野狭窄とか、複数の症状を絡めなければ認定されないという最高裁の判決と違った制度を運用しているところが大きいのかなと思います。その運用制度を私たちは、認定制度なんすけれども、見直せって言っても、認定制度というのはなかなか見直されないわけですね。その中で、私たちは公健法の認定制度は難しいので、その中で救済できなかつた人が前の特措法で救済されたんですけども、その認定制度の問題がやっぱり非常に大きいのかなと思っております。

大平委員 第1次の認定の期間のずれで救済されない方が今回の原告でいらっしゃると。うちその何名の方も亡くなっているという話でした。これは全数はつかんでいますか。もちろん分からぬとは思うんですが、大体どの程度か。これも主観で結構です、どの程度の被害者がいると想定されるのか。感覚的なことでいいのでお聞かせ願えますか。

有田参考人 前回の原告が170名、ノーモア・ミナマタ新潟第1次訴訟が170人で、今回が146人。亡くなつた方もおられるので、150人を超す方が声を上げておりますので、やはり1,000人を超える方がやはり潜在的にまだいらっしゃるんじゃないかと、私の主観ですけれども思います。

星委員長 ほかにありませんか（なし）質疑なしと認めます。これで請願者に対する質疑を終結します。新潟水俣病共闘会議事務局長、有田純也様、傍聴席にお戻りください。

委員会を代表してお礼を申し上げます。丁寧な説明をいただき心から感謝いたします。本委員会として、御意見を今後の委員会調査に十分生かしてまいりたいと思います。本日は誠にありがとうございました。以上で、請願者の趣旨説明を終わります。

紹介議員から補足説明はありませんか。（なし）

続いて、本件に関しまして執行部に確認しておきたいことがありましたら、発言を許します。（なし）質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

本件につきまして、討論を省略し採決することに御異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、討論を省略し採決することに決定しました。

これから、請願第4号 新潟水俣病全被害者の救済と問題解決に向けた取組に関する請願書についてを採決します。お諮りします。本件は、採択することに御異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって請願第4号は、採択すべきものと決定されました。

本請願を採択としましたので、本会議でも採択された場合の意見書発議について協議します。「015 請願 請願新潟水俣病意見書（案）」を御覧ください。それでは、議会事務局長から朗読をさせます。

坂大議会事務局 （資料「新潟水俣病全被害者の救済と問題解決に向けた取組を求める意見書（案）」により朗読）

星委員長 お諮りします。ただいま朗読のあった意見書で御異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。それでは、本会議で採択されたときには委員長が提出者となり、委員会で発議することに御異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。そのように決定されました。

しばらくの間、休憩といたします。

休 憩 (10:20)

再 開 (10:24)

星委員長 それでは、再開いたします。

## (2) 陳情第1号 「私立高校の学費負担軽減と専任教員増を促進するため、私学助成の増額・拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書

星委員長 日程第2、陳情第1号 「私立高校の学費負担軽減と専任教員増を促進するため、私学助成の増額・拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書を議題とします。陳情者から魚沼市議会委員会における請願者又は陳情者の趣旨説明に関する要綱第3条及び第4条の規定により、事前に趣旨説明申出書が提出されていますので、当委員会として趣旨説明を認めることにしてよろしいかお諮りいたします。本陳情を審議するに当たり陳情者から意見を聞くことについて御異議ありませんか。(異議なし) 異議がありませんので、陳情者の趣旨説明を認めます。

陳情者であります新潟県私学の公費助成をすすめる会、清水悠様は指定の席にお着きください。なお、念のため申し上げますが、陳情者は委員長の許可を得て発言し、委員は陳情者に対し陳情等の内容及び趣旨説明に関する質疑をすることができますが、陳情者は委員に対して質疑をすることができないことになっていますので御了承願います。また、発言の内容は簡潔にするものとし、陳情の趣旨説明であるため、この陳情の範囲を超えることはできませんので御了承願います。

それでは、陳情者であります新潟県私学の公費助成をすすめる会、清水悠様に趣旨説明を求めます。

清水参考人 新潟県私学の公費助成をすすめる会の清水と申します。本日はこのような機会をいただき、ありがとうございます。それでは、陳情書の趣旨説明をさせていただきたいと思います。

現在、2025年2月、3党合意による授業料無償から始まり、高市首相による授業料無償化がいよいよ現実的なものとなってまいりました。しかし、仮に私立高校の授業料が無償化になったとしても、公立入学会である公立高校5,650円に対し、私立高校の入学会は10万円を超えるなどのお金がかかってきます。また、それだけではなく、施設設備費やタブレット端末の購入費など、保護者への負担は残されたままとなっています。また、高校への進学率が99.5%以上となっている中、公立・私立、学費に関係なく、子どもたちに学校を選んでいただきたく思っております。また、2024年度の専任教員数公私比率比較では、公立高校では74%を占めるのに対し、私立高校は60%となっております。そういうものの公費助成の拡充と増額が子どもたちにとって行き届いた教育を行える一つの材料になると思っております。

以上のことから、私立高校生がそういった心配なく学校に通うことができるよう、また専任教諭を増やし行き届いた教育ができるように、貴議会におかれましては御理解の上、陳情事項にお応えいただきますようよろしくお願ひいたします。以上です。

星委員長 これから、陳情者である新潟県私学の公費助成をすすめる会、清水悠様に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

渡辺委員 まず、1点目の陳情なんですけれども、これに関しましては陳情理由の説明のところにもありますが、2026年度の授業料支援のところからこれと全く同じようなことが3党合意の中で、3党で合意したということですので、これについてはまだ予算はこれからになるかと思うんですけれども、その辺りについてはどのようにお考えですか。

清水参考人 3党合意はあくまで政党間の合意ということで、予算は組まれますがまだ確定したわけではないと思っています。

渡辺委員 3党は維新と自公だったと思います。公明党は野党の立場でありますけれども、ここで約束をしたことを反故にするような党ではありませんから、おそらく予算が提案されれば通るかと思います。その上で、次の2番の「私立高校において専任教員増が可能となるよう」という、ここについてもう少し詳しく聞かせていただきたいんですけども、まず、今県内で公立高校の定員はどんどんと少なくなってきております。私立高校の定員というのはこの10年間ぐらいでどのような推移をしておりますでしょうか。

清水参考人 状況としましては、2024年で私立高校の選任教諭が649人に対し、公立高校では2024年に2,441人となっております。

渡辺委員 私は生徒の定員を聞かせていただきました。なぜそのような質問をさせていただいたかと言いますと、子どもの数自体も減っております。そして、子どもの数が減っていることで、公立高校は定員を子どもの数に合わせて減らしてきているという現状があります。高校として大人数での全ての部活動ができないというような状況になっている高校が多い中で、私立高校については私の認識ではあまり子どもの人口に合わせて減らしてきていたなかったのではないかという気がしています。その辺りをちょっと聞かせていただきたかったのですが。

清水参考人 すみません、質問の趣旨を取り間違えておりました。生徒数に対して私立高校が学費等の免除ですとか、そういったものをしてこなかったという質問でよろしいでしょうか。

渡辺委員 いや、そうではなくて、要は生徒の定員ですね。例えば、小出高校でしたら8学級あったのが今はもう3学級まで減らされております。そういう中で新潟県内の私立高校は、この20年間ぐらいでいいですけれども、生徒の募集数というか定員ですね、どのような推移だったのでしょうかということを聞かせていただきたいです。

清水参考人 すみません、今、手元に資料がなくて申し訳ありません。各学校によって違うと思います。

渡辺委員 野球ですとかの強豪校、私立高校が頑張っているということで、子どもたちが私学に入学したいという気持ちはすごく大事です。今、国が応援して授業料ですとか、そういったものを支援するようになりました。また、私学に入る親御さんも、子どもたちがそこを目指すのであればというところで、入学金のところだけでもお金を多少かけていただくというのは、私はありではないかなと思っています。

これまで私学が矜持として、やはり自分たちの特色ある学習を進めるために、それに賛同してくださる親御さんですとか生徒さんを募集してきたと思うのですけれども、そういう負担というものは私はある程度あってもいいのではないかと思っているんですが、そ

の辺りはどのようにお考えでしょうか。

清水参考人 部活動がしたくて行っている子どももたくさんいるんですけども、公立高校に行けなくて私立高校に通っている子がいるのも現実です。部活動だけではなくて単純に私立高校に行きたいんだけれども、学費だったりとかそういうものに負担をかけてしまうという生徒がいるのも現状になります。そういう生徒の中で、やはり学費だったりとかそういうものをかけてしまうために、中学校からやってきた部活を親にお願いできないという生徒もいると私は耳にしています。なので、いろんな生徒がいるのだと感じております。以上です。

渡辺委員 公立高校では、生徒の人口の動態に合わせて生徒の募集数を減らしてきています。私立高校が減らさない今まで、もしいるとしたらですよ、私もその辺ちょっと調べていないのでまた教育委員会のほうに確認したいなと思っていますけれども。そうすると、公立高校で強豪校としてというか今までやってきた部活動ができなくなっているというような状況が、私は生まれているのではないかなとちょっと危惧しているところがございます。

そういう意味では、私立高校側も県の教育委員会と一緒になり、全体として私立にはどの程度生徒数が必要か、そして公立にはどの程度生徒数が必要かというところの議論もなしに、私立高校だけがお金が足りないからじゃなく、私立というのはそれをある意味覚悟の上で、自分たちの独特の教育を覚悟の上でされてきたという経緯もあります。そういう中で、全体としてどうなのかなという疑問があります。その点についてお聞かせいただければと思います。

清水参考人 質問として、どのようにお答えすればいいのか、もう一度お伺いしてもよろしいですか。

渡辺委員 簡単に言えば、新潟県の教育委員会と私学の定員ですか、それから公立の定員ですか、そういうところは話し合われているのでしょうか。

清水参考人 すみません、そこまで話し合っているという話は、私の中では聞いてはおりません。

大平委員 陳情の2番目ですね。「専任教員増を促進するため、経常費助成を増額してください」と、経営を圧迫しているという意味だと思います。公私の割合、どの程度増額してもらえば助かるのか、概略で結構ですので分かりましたら教えてください。

清水参考人 申し訳ございません。概略でどの程度というのは、ちょっと分かりません。

大平委員 これは、専任教員が足りないという意味ではないかなと。足りないんですよね。

清水参考人 今現在、私立学校でも担任が足りなかつたりですか、あとは非常勤講師として勤めていただいている方もたくさんいらっしゃいます。その中で、やはり専任の先生がいないことによって放課後に授業の分からぬことを聞きに行くことが、非常勤講師の先生ですかは授業が終わったら帰ってしまいますので、授業のことに関して詳しく聞きたいという子どもに対してなかなか対応ができない状況となっております。

大平委員 保護者や生徒から、教育を充実してもらうような意味で何とか国とか県とかに働きかけてお願いできないかという、そういう要望や意見などがかなり上がっているのか。そこら辺の状況が分かりましたら教えてください。

清水参考人 毎年、署名を行っております。生徒、保護者から数多くの署名を県、国に提出しております。

星委員長 ほかにありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで陳情者に対する質疑を終結します。新潟県私学の公費助成をすすめる会、清水悠様、傍聴席にお戻りください。

委員会を代表してお礼を申し上げます。丁寧な説明をいただき心から感謝いたします。本委員会として、御意見を今後の委員会調査に十分生かしてまいりたいと思います。本日は誠にありがとうございました。以上で、陳情者の趣旨説明を終わります。

続いて、本件に関しまして執行部に確認しておきたいことがありましたら、発言を許します。

渡辺委員 今ほど参考人のほうから聞かせていただいたんですけども、いま一つ分からなかつたので聞かせていただきたいと思います。新潟県内の高校の定員が、当然人口の推移によって減ってきてていると思います。私立高校の定員というのは人口の減少によってリンクしているものなのでしょうか。

樋口教育長 渡辺委員のおっしゃっている部分ですけれども、県立高等学校におきましては、毎年の中学3年生の卒業生の数、それから各学校の倍率等を基に毎年度募集学級数を調整しています。それは県立ですから県教委が中心にこれをやっているわけですね。やはり魚沼市の場合も、小出高校、堀之内高校、どんどん減っています。5月の県の都市教育長協議会で、そこに私立の高等学校も含めて一緒に協議をしてもらいたいというお話をしましたが、県側は「民間のことですので私たちはタッチできません」というお話です。人口減少、少子化に伴う募集の枠につきましては、現在のところ公立の県立高校のみが引き受けているという状況だと判断しています。

渡辺委員 そうしますと、確かに家庭の経済的理由によって私学に行きたいけれども行けないという生徒さんもいらっしゃるのでしょうかけれども、定員が少なくなったことによってなかなか自分が行きたい公立の高校に受からないかも知れないということで、ある意味滑り止めというような形で私学を受験されている生徒さんもかなりいるのではないかと思います。その辺りはどのような認識でしょうか。

樋口教育長 いわゆる滑り止めという2次的な意向で受ける子どもたちがどのくらいいるのかという、そこは各学校の具体的な進路指導の中で把握はできると思いますが、教育委員会としてはその割合がどのくらいかという数字は出しておりません。

渡辺委員 私の子どもを育てているときですとかに比べると、大分公立高校の定員が厳しくなってきているなというところもあったりします。そうすると、上位校ですとかを目指していくところが無理そうだなと思ったとき、自分が受かる公立高校にランクを落とすよりは、私学に行くという選択をしているお子さんもいらっしゃると私は認識しているんですね。確かに経済的理由で私学に行きたいけど行けないお子さんもいるかもしれません、逆に学力のこととか行きたい志望校の理由等で、私学を第2志望にしていらっしゃる方もかなりいらっしゃるのではないかと考えています。

それとまた関連して、授業料の件でちょっとお聞かせください。今、新潟県の公立高校の1か月の授業料はお分かりになりますか。

樋口教育長 すみません。

渡辺委員 金額は分からなくてもいいんですけど、実のところ何が聞きたかったかというと、私立高校というのは当然、私が子どもを育てている頃は公立で月1万円ぐらいで、私立で3万5,000円ぐらいだったような記憶をしております。その学校を維持していくには

私立高校の授業と同じぐらいもらわなければやっていけないところを、その差額として県が補填していると私は理解しております。そのほかも助成があるとは思いますけれども、そうすると今後 2026 年に授業料の平均値、私学の平均値が入ってくるということは、公立のお子さんのところは大体月 1 万円の年額 12 万円、私立は 2026 年度からは年額約 46 万円なので、大体月 3 万 8,000 円ぐらいでしようかね、計算すると。助成されるということになりますので、お子さんが負担すべきものは授業料として負担するのと、それと寄附金ですとか、いろいろあるのかもしれません、私は私学の学校はその分授業料を高くして経営しているということを思えば、その経営のところの負担を当然私学に入っていくわけですから、ある意味そこは国が助成しているのと変わらないんじゃないかなという気がします。今までと同じように公立は 1 万円で、私立にも 1 万円ですよというのであればそれは足りないよねという話になります。

この後 3 党合意の中で、私立に対してはその授業料の平均値ということになりますから、そうであれば経営面でまたそこに助成ができると私は理解しているんですけど、教育長なり教育委員会としてどんなふうにそこは理解されますか。

樋口教育長 教育委員会としてはなかなか言えない部分ですので、個人的な受け止めとか考へて言えば、私立の高等学校は学校ごとに独自の教育理念ですとかカリキュラムを組んでいます。そこが特色でありますから。進学に特化するとか、スポーツに特化するとかという形ですので、当然公立高等学校よりは別の特色をかけた取組をするわけですから、その部分の経費は私は増えると思っています。公費的に設備費とかがあるわけではなく、設備関係の費用も保護者負担等で賄っていますから、その特色化というところでお金がかかっていく。ある意味、公立でやっていない部分をどんどんやっていくわけですので、その部分が経費としてはやはりかかっていく。そういうことには承知というか、理解をした上で、でも子どもが望むから。例えばサッカーをずっとやってきたので、全国大会を目指すようにサッカーを頑張っている高校に入れてあげたい。そういう本人の願いとか親の支援の関係で選ばれるんだろうと思っております。ですから、経費がかかることも承知の上でというか、そちらの進路を選択されているんだろうなと思っています。

渡辺委員 そういう意味ではこれまでの授業料が公立よりも高かった部分がそこに当たると思うんですけども、そこを今、国のはうでは 2026 年、まだ当初予算の中に入るかどうか分かっていないとは言いながらも 3 党合意の中で入っていくというところでは、保護者負担というところ、また希望するところに入れるということについては、私はかなり達成されていくのではないかと感じています。

あと残るところですけれども、確かに専任教員ですかいろいろなところがあるとは思うんですが、これは先ほど教育長がおっしゃられたように、子どもの人口に対して新潟県の県立高校だけがその負担を負っていくというようなことではなくて、やっぱり新潟県全体として定員数をどう考えていくかというのは私は必要ではないかなと思っております。

そういう中で、専任教員をどうするですか、お互いの中でやっぱり話し合われるべきだと思うんですが、これは教育長も同じ思いだとは思いますので、またしっかりと県なりに訴えていただけたらなと思うんですけどいかがでしょうか。

樋口教育長 思いとしてはそういう形ですので、私も県との協議の場等ではそういう話をしますが、民間の経営の部分ですから、そこに公的な県が入れないということも県は言って

おりますので、それも理解できる部分ではあります。

渡辺委員 そういうところを県のほうで協議がもし可能になるようであれば、2番についてはかなりお互いの中で協議ができるのではないかと思うんですけれど、どうでしょうか。

樋口教育長 2番の専任教員につきましては、義務教育も含め教員は本当に不足をしております。これは公立・私立にかかわらず、非常に教育の担う教員が足りないという事態になっています。ですので、どういう形がいいのか、そこは公立ですと働き方改革ですか様々な人的支援ですか、そういうことをしながら働く環境を整えようということでやっております。民間の場合になりますので、私立の場合は。そこは勤務条件とかというものを見ながら、教員免許を持っている方がどちらを選んでいくかということありますから、なかなかそこをコントロールするのは非常に難しい。公的な部分でできるのは、教員の勤務条件の問題とか働き方を改正していくということだと思っております。

古田島委員 教育長の答弁の中であったんですけども、令和8年、要は来年度の中学校の卒業生は多分1万8,000人ぐらいだと思っています。県立高校の定員が1万2,000人ぐらいで、6,000人程度足らないとなっています。私立の高校は多分18校ぐらいあるので、そこで残りの6,000人を受けるという形に多分なっているかと思います。趣旨説明の中で、99.5%が高校進学する、ほとんど義務教育化している現状として、やはり公立高校だけでは賄いきれない。公立と私立の経営母体の違いはあるかもしれないんですけども、子どもたちの教育の場としては、やはり公立・私立と関係なく当然必要であるという考えでしょうか。義務教育ではないので答えづらいかもしれませんけれども。

樋口教育長 古田島委員の今の質問は、学校制度に関わる制度ですよね。学校教育法で、公立学校も私立学校も公教育をそれぞれ担う部分であるという位置づけでありますから、日本の学校制度の中での高等学校は公立もあるし、民間の学校として学校教育法に基づく学校ですから、子どもたちが様々な選択肢ができるという意味ではいろんな学校があつてしまふべきなんだろうなと認識をしております。

星委員長 ほかにありませんか。（なし）質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

本件につきまして、討論を省略し採決することに御異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、討論を省略し採決することに決定いたしました。

これから、陳情第1号 「私立高校の学費負担軽減と専任教員増を促進するため、私学助成の増額・拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書について採決いたします。お諮りします。本件は、採択することに御異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって陳情第1号は、採択すべきものと決定されました。

本陳情を採択としましたので、本会議でも採択された場合の意見書発議について協議します。「020 陳情 私学助成意見書（案）」を御覧ください。それでは、議会事務局長から朗読させます。

坂大議会事務局 （資料「陳情 私学助成意見書（案）」により朗読）

星委員長 お諮りします。ただいま朗読のあった意見書で御異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。それでは、本会議で採択されたときには委員長が提出者となり、委員会で発議することに御異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。そのように決定されました。

ここでしばらくの間、休憩とします。

休 憩 (11:00)

再 開 (11:10)

星委員長 それでは、会議を再開いたします。

先ほどの私学助成意見書について、議会事務局長から追加の朗読を求める。

坂大議会事務局長 申し訳ございません。さきほど私が朗読する際に県知事宛ての朗読が漏れましたので、ここで改めて朗読をさせていただき確認をさせていただきます。(資料「陳情 私学助成意見書(案)」により朗読)

星委員長 お諮りします。ただいま朗読のあった意見書で御異議ありませんか。

磯部委員 3年度末ではなく、3月末では。

坂大議会事務局長 後で確認させてください。

大平委員 1の「県独自の学費助成予算を引き去る」とありますが、これは「引き下げる」では。

坂大議会事務局長 「引き去る」という文言があります。

星委員長 ほかにありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。

### (3) 発議第4号 クマ被害対策に向けた各種支援を求める意見書の提出について

星委員長 日程第3、発議第4号 クマ被害対策に向けた各種支援を求める意見書の提出についてを議題といたします。ここで提出者であります本田篤議員に委員外議員の出席要求をし、説明を求めたいと思います。本田篤議員、指定の席にお座りください。

提出者から補足説明はありませんか。

本田議員 今日は福祉文教委員会にお招きいただきましてありがとうございます。私からの説明は、先般の本会議で提案理由として話されたところではございますけれども、皆様におかれましてもどうぞ意見書をよろしくお願いをしたいと思っております。以上であります。

星委員長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。

磯部委員 熊対策の強化は非常に重要な課題と認識した上で、意見書の内容について質問をさせていただきたいんですけども、まず本田議員におかれましては、11月4日に国がクマ被害対策パッケージを出しています。その内容というのは御覧になられていますでしょうか。

本田議員 はい、一応目は通しております。

磯部委員 内容が重複している点もかなりあるかと思うんです。重複している点が多いからといってこの意見書を出しちゃ駄目だなんて思わないんですけども、明らかに重複していないのは3番と4番だけだと思います。そういうところについてのお考えを伺ってもよろしいでしょうか。

本田委員 おっしゃるとおりだと思っています。我々がこの意見書を作ろうと言った時期で

すけれども、10月頭でした。そのときから魚沼市では熊の被害が出ていて、どうしようかと考えていました。確かに国のほうも並行的なところもあったかなとは思っています。そうは申しましても、この発議はやはり魚沼市の窮状を国に訴える。確かに国と重複しているところもあるんですけども、その意見書は包含している。国の出したメニューも含めて、私たちは持続的に強化してほしいというところの思いも含めて意見書として出させていただきました。

星委員長 ほかにありませんか。（なし）質疑なしと認めます。本田篤議員は、自席へお戻りください。

続いて、本件に関して執行部に確認しておきたいことがありましたら発言を許します。質疑はありませんか。（なし）質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありませんか。（なし）討論なしと認めます。これで討論を終結します。

これから発議第4号 クマ被害対策に向けた各種支援を求める意見書の提出についてを採決いたします。お諮りします。本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なし）異議なしと認めます。よって、発議第4号は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

#### （4）議案第97号 魚沼市税条例の一部改正について

星委員長 日程第4、議案第97号 魚沼市税条例の一部改正についてを議題といたします。執行部から補足説明はありませんか。

内田市長 ございません。

星委員長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。（なし）質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

討論を省略し、採決することに異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、討論を省略し採決することに決定しました。

これから議案第97号 魚沼市税条例の一部改正についてを採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、議案第97号は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

#### （5）議案第98号 魚沼市在宅介護サービスセンター条例の一部改正について

星委員長 日程第5、議案第98号 魚沼市在宅介護サービスセンター条例の一部改正についてを議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

内田市長 ありません。

星委員長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。

大平委員 確認をさせてもらいたいんですが、デイサービスの利用者数は年々減ってきたという現状を前回の委員会の中でお話したと思うんですけど、そうは言っても高齢化が進むわけで、対象の方の需要等が十分に考えられます。まず、その減少してきた理由をどのように捉えているのか、お伺いしたいと思います。

戸田市民福祉部副部長 デイサービス利用者の減少の理由としては、やはりデイサービスを利用するに当たっては家族の支援もないとデイサービスの送迎に間に合うように送り出すということ自体がなかなか困難な状況にあるということが、事業所などの話し合いでそういった状況が浮かび上がってきました。核家族が増え、高齢者のみ世帯、高齢者一人暮らし上がる中で、そういうデイサービスを利用するに当たっての家族関係といったところも大きく起因していると思います。プラスして、やはりそういった状況から施設利用も多く望まれるようになったというところも、デイサービス利用の減少につながっているものと考えております。

大平委員 もう一つ確認なんですが、伊米ヶ崎がありながらもほかのところにデイサービスで利用されている方も結構いらっしゃる。そういう認識でよろしいか、そこだけ確認させてください。

戸田市民福祉部副部長 そうですね。伊米ヶ崎デイサービスを除いたとしても、地域密着なども入れれば15ぐらいございますので、そこもどこも満員にはなっていない状況です。市として需要供給は足りているといいますか、いろいろ利用できるところはあると考えております。

大平委員 伊米ヶ崎地区に住んでいる方が、伊米ヶ崎のデイサービスがあるにもかかわらずほかの地域のデイサービスだとサービスを利用されている現状があるのか、確認させてください。

戸田市民福祉部副部長 デイサービスは送迎車がございますので、伊米ヶ崎地区にお住いの方がよその地区へ行かれるということもかなりございます。

大平委員 最後にします。この伊米ヶ崎がなくなったとしても、伊米ヶ崎地域の方が必要に応じてそれに代わるような施設を過不足なく利用できるという、そういうことでよろしいんですね。

戸田市民福祉部副部長 お見込みのとおり、そのとおりでございます。

星委員長 ほかにありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し採決することに決定しました。

これから議案第98号 魚沼市在宅介護サービスセンター条例の一部改正についてを採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第98号は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

- (6) 議案第108号 指定管理者の指定について(魚沼市特別養護老人ホームあぶるま苑)
- (7) 議案第109号 指定管理者の指定について(魚沼市湯之谷デイサービスセンター)
- (8) 議案第110号 指定管理者の指定について(魚沼市入広瀬デイサービスセンター)
- (9) 議案第111号 指定管理者の指定について(魚沼市守門健康センター)

星委員長 日程第6、議案第108号 指定管理者の指定について(魚沼市特別養護老人ホームあぶるま苑)から、議案第111号 指定管理者の指定について(魚沼市守門健康センター)までの4件を一括議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

内田市長 ありません。

星委員長 なければ、これより質疑を行います。質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

ただいま一括議題としました4議案について、討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し採決することに決定しました。

これから議案第108号 指定管理者の指定について(魚沼市特別養護老人ホームあぶるま苑)を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第108号は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、議案第109号 指定管理者の指定について(魚沼市湯之谷デイサービスセンター)を採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第109号は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、議案第110号 指定管理者の指定について(魚沼市入広瀬デイサービスセンター)を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第110号は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、議案第111号 指定管理者の指定について(魚沼市守門健康センター)を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第111号は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

## (10) 所管事務調査

### ①魚沼市こども計画の素案について

星委員長 日程第10、所管事務調査についてを議題とします。①魚沼市こども計画の素案についてを議題とします。本件について、執行部に説明を求めます。

大塚教育委員会事務局長 魚沼市こども計画の素案について、概要を説明します。資料は101魚沼市こども計画の素案についてのファイルになります。こども計画の策定経過につきましてはこれまで委員会の中で何度か説明してまいりましたが、素案がまとまりましたので概要を御説明いたします。なお、計画策定に際して行ったアンケートの結果につきましては、計画書素案の中に掲載しておりますので御確認をお願いします。今後、パブリックコメントを令和8年1月10日から2月9日まで実施し、必要な最終的な調整を行った後、成案とする予定しております。

素案の概要につきましては、浅井子ども課長が説明しますのでよろしくお願いします。  
浅井子ども課長 魚沼市こども計画素案について、簡単に概要を説明させていただきます。

(資料「魚沼市こども計画の素案について」により説明)

先ほど局長から申し上げましたが、今策定しています計画は子ども・子育て会議の委員さんのほうで内容等を確認していただいておりまして、素案を取って案としてパブリック

コメントに出す作業を進めているところであります。以上です。

星委員長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

渡辺委員 まず3ページですけれど、全体のどういうふうに整合性を図っているかみたいな、そういう図があるんですけども、その前の説明でも魚沼市こども計画は確かに関連計画というところで教育大綱ですとかあるんですが、教育大綱というのは全体的なものを見ているのではないかなと思います。これだと教育大綱も一つの何かトップにあるものではないよう見えてしまうのですが、その辺りはいかがですか。

大塚教育委員会事務局長 そこも含めて、今、図の修正を行っているところでありますので、参考にさせていただきたいと思っております。

渡辺委員 障がい児のところですけれども、これが46ページになると思います。障がい児への支援というところで、子どもの支援はうたわれているんですけども、保護者への支援の視点というのでしょうか、それはどの辺りに書かれていますでしょうか。障がい児を持っていらっしゃる方々が、やはりケアしてもらえないとなかなか厳しいというところがあるんですけど。

大塚教育委員会事務局長 そちらにつきましては基本方針の5、66ページからになりますが、「こどもを育む家庭への支援」というところで最後の70ページになります。70ページに「障がいのある子どもの家庭への支援」ということで、こちらの指針5のほうで家庭に対する支援、障がい児も含めてまとめて章立てをしておりますので、こちらのほうで触れております。

渡辺委員 障がいを持っているお子さんたちのデイサービスですとか、それから夏休みですかの学童的なところですけれども、なかなか高学年になって夏休みに見てもらえない。今は一般的のという言い方をしたら変ですけれども、学童なんかではかなり夏休みでも見てもらえるようになって、お子さん方がある程度年齢がいったときにはパートに出るなり、また正社員に復帰するというのがかなりよくなっています。ただ、この障がいを持っているお子さんのお母さん方は就労に行けないわけですよね、その支援が滞っているということで。確かに障がいのある方やその家族、支援者の総合窓口として基幹相談支援センターというところがあるんですけども、やはり保護者の方々の生活全般は障がいを持っているというだけで本当に大変だと思います。そういったところのお金の面ですか、デイサービスの給付を行いますとか、そういうところを書いてありますけど実際に受けられないような状況が起きている。お母さんたちからしたら、いつでも相談していいんだよとか、そういったお母さんたちの就労支援をしますとかというのがあればいいんですけども、そういったところの文言を書き込むのは難しいんでしょうか。

大塚教育委員会事務局長 ほかの計画の中でどういう位置づけにできるかですか含めまして、そういうところをまた参考にさせていただきたいと考えています。

渡辺委員 これは極端な話ですけれども、お金をつけるときにそこを何とか解決したいという強い思いみたいなものが何となく遠のいてしまいそうな気がします。お母さん方が就労すれば、その分魚沼市としての所得向上というのか、そういったことにもつながると思いますので、ぜひその辺りをうまく書き込んでいただけたらと思います。

星委員長 ほかにありませんか。(なし) なければ、これで質疑を終結します。本件については、引き続き調査することで御異議ありませんか。(異議なし) そのように決定しました。

## ②第3次魚沼市環境基本計画の素案について

星委員長 次に、②第3次魚沼市環境基本計画の素案についてを議題といたします。本件について、執行部に説明を求めます。

吉澤市民福祉部長 7月23日の福祉文教委員会で、今年度改定あるいは策定予定の計画一覧を用いて説明させていただきました。その中の生活環境課所管分について、今日御説明させていただきたいと思います。

まず、第3次魚沼市環境基本計画の素案について、内容を生活環境課長から御説明いたします。

関生活環境課長 それでは、第3次魚沼市環境基本計画の素案について、概要を説明をいたします。(資料「第3次魚沼市環境基本計画の素案について」により説明)

なお、計画案に対するパブリックコメントの募集につきましては、新年1月13日から2月12日の間を予定しており、今年度中の成案化を進めることとしております。計画の概要につきましては、簡単ですが以上になります。

星委員長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

大平委員 14ページで気になったんですけれども、害虫の課題等についてです。下から3行目ぐらいまで、特定外来種の生物について触れてています。私が気になっているのはセイタカアワダチソウで、それが市内各所で見られているんじゃないかなと思います。それについては、ホームページ等では「特定はできません」ということで書きくだっているんですね。でも注意しましょうということを言っているんですけれども、私の周りでも結構な勢いで増えている。ほかの貴重な動植物も被害を受けるように見られます。このセイタカアワダチソウについても、含んでいるかもしれないんだけれども、特定の外来種の中に触れていただければ非常にいいなと。市民としては意識がないまま過ごしている部分がかなりあるんじゃないかなと思う。そういうことを含めてもうちょっと強調したほうがいいなと思ったんですけれども、その辺の考え方についてお聞きしたいです。

吉澤市民福祉部長 具体的な動物、植物のその名称を挙げて書くかということになりますと、専門家の意見を聞いてということになります。確かに委員おっしゃるような植物はほかにもあるということは認識しておりますけれども、どこまで記載するかについては少し検討させていただいて、場合によっては修正が必要であれば加えた上でパブリックコメントに付したいと思います。

渡辺委員 まず3ページのところですけれども、達成状況一覧がございます。それで、評価のところは「第二次魚沼市総合計画評価基準に準拠」ということで、第二次総合計画が終わるわけですから今後は違う目標値が出てくるんだと思っております。この不足だったところ、達成できなかったところというんでしょうか。令和7年度の目標値に対して、令和6年度の実績値で達成率ということで書かれているんですけれども、この要因を分析しているようなところはどこにあるんですか。

吉澤市民福祉部長 該当のページがちょっとぱっと出ませんけれども、例えばこの森林体験学習の参加者数であるとか、そういう実施事業に關係あるものについては、この計画あるいはその実施事業に対する事務事業の評価指標としては定めてあります。どの階層までこ

の計画に載せるかというところは、あまり詳しい事務事業レベルまでは載せていません。この指標の達成状況についても次期の計画と同じ形で対象としている項目ばかりではありませんので、全般的にはそういう活動指標的なものは活動が不足していたと思えば3次計画に引き継いで向上を目指すということありますし、例えばこの3ページの「循環型社会環境の整備」、4つ目の一番下の項目の「I S O」とか「K E S」とか「エコアクション」とかについてはそもそも指標として適當だったのだろうかという視点から省いたものもあります。それについてはそれぞれで検討しておりますけれども、次期計画に引き継いだ形で載せているかどうかというのは項目ごとに違っております。

渡辺委員 そうすると、特にC評価となったところですけれども、そういったところをここに載せるということは、今後このC評価となったところを改善していきたいという意思を見せるために載せたのではないかなと私は勝手に想像していました。そういったところの整合性みたいな文章的なものというのはないんでしょうか。

吉澤市民福祉部長 先ほどのページについてはあくまでも実績でありますので、そこがCだから意気込みがというところよりは、実際の数字をそのまま載せているということです。本文中にそこは記載をしたつもりでありますけれども、その指標に対して目標値をどうするかというところは先ほども申し上げましたように項目ごとにそれぞれ違っている取扱いをしているものもございます。

渡辺委員 本文中でCの評価だったところについてどうしていくのか、書き込んであるという説明だと思います。そういったところを、これを見る限りどううまくこれからこの計画の中に落としていくのかよく分からなかったので、工夫していただけたらいいのではないかというのが一つです。

それから、私も全部読み込むのがちょっと大変だったんですけど、カメムシというの、この中にどれだけ載っているか分からんんですけども、カメムシというのがかなり農業者も含め、そしてまた観光の面でも魚沼市は大変だと思うんですけど、その辺りはどこかに書き込んでありますか。

吉澤市民福祉部長 カメムシという名称を挙げての記述はこの中にはないです。害虫といいますか、病害虫として包含的に書いてある。カメムシについては、実際に発生がすごい場合はいろんなところに影響があるということは承知をしておりますけれども、特にこの計画中にカメムシについて具体的な記述はないです。

渡辺委員 所管は生活環境課だと思っております。観光等としては確かに産建のほうになるかとは思うんですけども、ではどのように対策をしていくかとか抜本的にどうなのかというところは連携してとはなると思いますが、その辺りはここに落とさなくてもいいものなのか。それとも、工夫して少しでも書き込めるのかみたいなところはいかがですか。

吉澤市民福祉部長 害虫駆除ということで言うと生活環境課の所管であります。農林・農作物対策としては当然そちらの所管になるわけですけれども、いずれにしてもこの計画に書くレベルのことというよりは具体的なことになると思います。ここに記載を加えるというよりは、実際の対策というか、事務事業のほうで考えるべきことではないかなと考えております。

渡辺委員 それはよく分かるんですけども、やはり上のほうの計画の中にやっぱり害虫被害、例えば農作物なんかのときにはそれに対する対策をどのようにしていくか、研究する

とかというような文言があつてくださると、そこにまたひとつ事業として出てくる可能性が出てくるかなと思います。特に計画の中に盛り込んでもらうというのは大事だなと思いますので、もし工夫ができるのであればしていただけたらと思います。

星委員長 ほかに質疑はありませんか。(なし) なければ、これで質疑を終結します。本件については、引き続き調査することで御異議ありませんか。(異議なし) そのように決定しました。

### ③第3次魚沼市一般廃棄物処理基本計画の素案について

星委員長 次に、③第3次魚沼市一般廃棄物処理基本計画の素案についてを議題といたします。本件について、執行部に説明を求めます。

吉澤市民福祉部長 それでは、次の第3次魚沼市一般廃棄物処理基本計画につきましても生活環境課長から御説明をいたします。

関生活環境課長 それでは、第3次魚沼市一般廃棄物処理基本計画の素案について、概要を御説明いたします。(資料「第3次魚沼市一般廃棄物処理基本計画の素案について」により説明)

なお、計画案に対するパブリックコメントの募集につきましては、新年1月13日から2月12日の間を予定しており、今年度中の成案化を進めることとしております。

概要は簡単ですが以上になります。

星委員長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。(なし) なければ、これで質疑を終結いたします。本件については、引き続き調査することで御異議ありませんか。(異議なし) そのように決定いたしました。

### ④第2次魚沼市地域公共交通計画の素案について

星委員長 次に、④第2次魚沼市地域公共交通計画の素案についてを議題といたします。本件について、執行部に説明を求めます。

吉澤市民福祉部長 吉澤市民福祉部長 それでは、次の第2次魚沼市地域公共交通計画の素案につきましても生活環境課長から御説明をいたします。

関生活環境課長 それでは、第2次魚沼市地域公共交通計画の素案について概要を御説明いたします。(資料「第2次魚沼市地域公共交通計画の素案について」により説明)

なお、計画案に対するパブリックコメントの募集につきましては、新年1月13日から2月12日の間を予定しており、今年度中の成案化を進めることとしております。

簡単ですが説明は以上になります。

星委員長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

古田島委員 1点お聞かせください。素案ですし、まだ成案ではないんですけど、一番最初の表紙の「令和7年12月」の下に「魚沼市地域公共交通協議会」となっていますが、これは成案だと「魚沼市」という名称になるということでよろしいでしょうか。

関生活環境課長 魚沼市になります。

渡辺委員 以前にも、路線バスと競合のあるところがなかなかそこに乗り合いを入れていく

のが難しいというような話ではあったんですけども、鉄道も含め魚沼市内にある公共交通になっているところ全体としてやっぱり一つのものつくっていくんだみたいな、そういった表現みたいなところはこの文言の中で分からなかなと思ったんですけども、その辺りを落とし込んでいる箇所はあるんでしょうか。

吉澤市民福祉部長 地域公共交通協議会には市も参画しますし、交通事業者も参画しています。そこで策定をしている計画でありますので、全体としては当然魚沼市の公共交通全体を考えて、それで一番いい方法だと考えられるものを検討しているわけなんですけれども、どうしても既存の路線バスなりが走っている路線については、その部分に関してはメリット・デメリットが競合するようなことがあります。なので、全体の協議会をつくって、そこがまとまれるところで計画をつくっていこうというところであります。

計画全体としてはそういうことではあるんですけども、かねてから御指摘があるとおり、そういうようなことはこの計画でも全てまだ解決されるような書きぶりにはなっていないことは承知していますが、協議会としての現在のところのまとまったものがこの案ということで御理解いただきたいと思います。

渡辺委員 全体を通してやっぱり本当に抜本的に変えていかないと、これから魚沼市の公共交通をどうしていくかという話が結局中途半端で終わってしまったり、各地域で差が出てきたりですとかあるかと思います。せっかく公共交通の計画をつくるのであれば、実際にはそこに行き着くまでにはかなり大変なことはあるかもしれませんけれども、目標ですので計画にはその辺りをやっぱりこう書き込んでもらえたならという気持ちがございます。

今、国ほうでは、市としていろんな事業所を加えて一つの事業体をつくっていくようなことも推奨しているわけですから、そういう新しい国の方組を取り込んでいきたいというようなところですか、それから市民参画として市民がどうやって参画していくかみたいなところの書きぶりというんでしようか、そういうものにももうひとつ工夫が必要ではないかなという気がします。その辺り、このままの形で恐らくはパブコメに出すんではないかと思うんですけど、どうでしょうか。

吉澤市民福祉部長 パブリックコメントに出す最終の素案も、やはり協議会で定めた素案であります。実際に修正を加える時間があるかどうかというところも含めて、結果としてはこのままの形でパブコメに付すということになるのではないかと私も考えざるを得ないんですけども、公共交通全体の話はあくまでもこの計画があるということとは別に、各事業者あるいは市がそれと並行して検討を続けるべきことあります。その辺りは、この計画ができたからあとは検討を全然しないということではありません。それはあくまでも計画年度として今年度という期間が定められていますので策定はしますけれども、引き続きの検討は事業者の話、市民参画も含めて続けるつもりであります。

渡辺委員 今年度の初頭ですかね、計画がかなりあるというところで、早め早めに議会に出してほしいとお願いをしていたにもかかわらず、パブコメに出す素案が出来上がってから初めて見せてくるわけですよね。それではここで議員が見て、例えば継続的に調査しますと言っても、パブコメが終わってもう3月末には決定ですよ。だからこそ一覧表を出して早め早めに出てくれと言ってるのに、これでは私たちが素案を見せてもらって議員として議論したものは何の役にも立たないような状況ですね。それと、今ほどこの計画は計画として上げますけれども、あとは毎年のようにまた協議していくんですけどおっしゃいま

すけれども、本来であれば計画をきちんとつくってやっていくべきことなんじやないですか。これは今年度つくらなければいけないからつくりました、もう素案です、改正もしません、このままパブコメに出します。パブコメのところにやりますとか改正しますとか、できそうなところだけやりますみたいな、毎回そうなんですよ。なので何とか、執行部が大変なのも分かりますけれども、できるだけいろんなことを2年、1年前倒しぐらいでいろんなことをやっていただきたいというのが正直なところです。

終わったことを言っても仕方がないんですけども、今後の課題としてまずはお聞かせいただきたいと思います。

内田市長 そんな興奮しないで。これは公共交通協議会に出して進めます。それとは別に、先ほど実は部長が言いづらかったのは、私が今のこの人口減少や高齢化の中で、子どもたちの移動も含めてこの公共交通の体系でいいのかというのは、これとは別に私はプロジェクトをつくって、渡辺委員がおっしゃった全体的なことを見なければならないときではないかというのは指示してあります。なので、それをここにすぐ入れるというのは、これも事業所があることですし、いろんなことがあって、今これからどんどんそれをちょっと検討する。スクールバスも含めてですよ、熊も天気も全部含めて。そういうことをプロジェクトをつくって、横断的にプロジェクトチームを立ち上げてそれを検討しようということは指示しています。ここで委員会で言っていいのかどうなのか分からなわけですけれども、そういうことはあるんですが、ここにそれを全部落とし込む、御破算に願いまして、あれも全部、これも全部しますというのは、今なかなかできない状態であります。これは5年間の計画をこの中で進めさせていただく中で、それをまた見つつということになっていきます。立ち上げる中で、いろんなことを検討していこうということで今考えています。

渡辺委員 こういった計画を5年ごとに改定、改定できました。そのたびに、そういったことを市民と共に、そしてまた改正するためにどうするのかと言いながら、今市長からはそういうプロジェクトをつくっているとおっしゃいましたが、府内だけでプロジェクトをどうするのかではなくて、それをここに今落とし込めないのであればこれはこのままいつしますが、それを言っていいのかどうか分からなではなくて、それは市役所の中だけで決めていいことじゃないんですよ。住民も交えて、また議会も交えて、そして一緒に考えていくべきことだと思っております。今回のこの計画は計画として出していくけれども、そういったプロジェクトをつくってどういうふうにしてやっていくのかというところについては、また議会の中でいろんな場面でもって教えていただきながら、協議が表に出せないというのであれば傍聴を止めるですか、あるいはまた議論のときでも議会の中では休憩をしながら議論をするという場所もございます。自由討議というような制度もございますので、そういった中でやはり聞かせていただかなければいけないことではないかなと思います。

ぜひそのプロジェクトが、これからどんなふうにしてやっていくのか等がまた決まり次第、この委員会の中で、いろんな場面で協議させていただければと思いますがいかがでしょうか。

内田市長 公共交通協議会というのはどういう方がメンバーになっているかお分かりだと思うんですけども、市民の皆さん、代表者の皆さん、自治会の皆さん、全部入っているんです。その中で4回だとか5回検討し、協議した中で立ち上げた計画であります。それは

それでやらなければいけない協議会の決まりになっています。それはそうではなくて、私たちが今この公共交通協議会が決めたものでいいんだろうかというの、私は疑問があつたので、それをちょっと検討して変えられるものになつたら、もっとよりよくお年寄りも子どもも使えるような、病院に行けるような、そういう方法はないかというのを考えようというので、それを市民の皆さんに来てください、話を聞きますではなくて、ちょっと調べようという。これがどういうふうに発展していくかはこれから話になりますので、分けてというとまたちょっと語弊がありますけれども、そういう中で進めさせていただきたいということあります。決して、このままいってこれが全てだというのではなく、皆さんも多分そういうふうに感じているかも分かりませんけれども、そういうので疑問をちょっとみんなで考えようということでやりたいということあります。まだ何をどうするとか、誰をメンバーにするとか決めていません。ただそれを指示をしている、これを考えようという指示をしているだけあります。

渡辺委員 私もこの計画については審議会等でもって決まったものですからということを理解させていただいて、なので今プロジェクトを考えているということですから、そのプロジェクトの進捗状況に合わせてこの議会で報告・調査させていただきたいという趣旨でございます。今、市長がおっしゃったことと、私が先ほどお願ひしたこととは、同一の問題だと思っております。以上です。

星委員長 ほかにありませんか。（なし）なければ、これで質疑を終結します。本件については、引き続き調査することで御異議ありませんか。（異議なし）そのように決定いたしました。

これで昼食休憩に入ろうと思います。午後からは市長と教育長が出席されません。市長から、ほかに何かございませんか。（なし）続きまして、教育長からほかに何かございませんか。（なし）

委員の皆様からは、市長に対して何かございませんか。（なし）続きまして、教育長に対して何かございませんか。（なし）ないようでしたら、市長及び教育長は公務の都合により午後は退席させていただきます。

ここでしばらくの間、休憩とします。

休 憩（12：10）

（休憩中、市長及び教育長 退席）

再 開（13：10）

星委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。委員の皆さんにお諮りいたします。順番でいくと、次は市民の声を聞く会での意見要望、次に閉会中の所管事務等の調査なのですが、この2つを一番最後に回して、その他から行きたいと思うのですが、よろしいでしょうか。（異議なし）では、そのようにしたいと思います。

## （12）その他

## ①第2次魚沼市人権教育・啓発推進計画策定について

星委員長　　日程第12、その他を議題といたします。①第2次魚沼市人権教育・啓発推進計画策定についてを議題といたします。執行部に説明を求めます。

吉澤市民福祉部長　　それでは、説明いたします。資料につきましては、210番を御覧ください。

（資料「第2次魚沼市人権教育・啓発推進計画策定について」により説明）

星委員長　　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

渡辺委員　　この計画のパブコメはいつですか。

吉澤市民福祉部長　　次の委員会の日程がまだ調整中であります、それを終えて、その委員会が終わると、案として固まる見込みということで、パブコメの日程確定はしておりません。

渡辺委員　　先ほども素案が出てきて、私も幾つか変えられますかって言ったんですけど、そういうやつって章立ては分かりましたけれども、素案 자체を見せてもらうのが、次の日程が1月になるのかと思いますが、それが終わってからもうすぐにパブコメにいきますと言う形だと、やっぱり、本当に執行部の皆さん、お忙しいの分かるんですけども、それで、では私たちが見せていただいて意見を言っても、どこまでその意見が反映されるのか。確かに審議会等でやってるのは分かります。でも、審議会3回開催されたのであれば、素案の素案って言うんでしょうか。そういうものもやっぱり本来であればこの辺でできていってとか、10月とか。この休会中に見せられるぐらいのスパンが欲しいと思うんですけど。今さら言ってもとは思いますが。了解はできませんけれども、今後については検討しなければいけないと思うんですけど、いかがですか。

吉澤市民福祉部長　　基本的には策定のための審議会とか委員会を設置しているものについては、そちらが審議の主体であるということから、議会の委員会には当然御説明はしなければいけないと思っておりますけれども、やはり日程的にはその審議会なり委員会が先に決まってしまうということが一般的であります。ただし、今後もそういうことずっと行くかということについては、恐らく次の策定あるいは改定の機会が5年後ということになるかと思いますので、それはほかの委員会での議論のことも含めて、私の所管についてはなるべくそのようにしたいと思いますけれども、そこはやはり足並みをそろえる必要もあるのかなと思っています。

渡辺委員　　総合計画をつくるときに、それこそ10数年前になりますけれども、議会基本条例をつくるときに総合計画が実施の義務がなくなったというところで、ではどうしようかという議論を議会とか議会改革特別委員会でさせていただきながら、議会基本条例をつくると同時に、何を議決案件にするのかという議論をその当時させていただきました。そのときにこういったいろんな計画があるわけですけれども、そのときに出していただいたときも20幾つ、それこそ30近い計画案がございました。それを全部議会の議決にするのかと言ったときに、先進事例ではそれを議会議決にしているところもございました。でも、そこまではしないでほしいというような執行部からの依頼もあって分かったと。それであるならば、策定過程でその都度議会に報告して、一緒になって調査していくんだということを担保にして、総合計画のみを議会の議決案件にしたという経過、経緯があります。そこが忘れられて形骸化して、今ほど審議会がつくるべきものなんだという意見でしたけれど

も、私はそういう認識ではないです。その辺をどのようにお考えか、お聞かせください。

吉澤市民福祉部長 決して議会を軽視しているとか、後回しにしているかということの趣旨で申し上げたのではありませんで、あくまでも策定の主体が委員会とか審議会と言ったのは、それはその策定のために選任され、開催される委員会なり審議会でありますので、やはり日程的にもそちらが中心というか、優先されるというのは自然なことではないかと思います。そのことと、どこで説明をし、どこで御意見をいただかかというのはまた別の問題ではありますけれども、ただし、そこについては、私の考えというよりも、執行部と議会との調整の話ですので、私としてはここではお答えを控えさせてもらいます。

渡辺委員 全くそのとおりだと思います。議会改革特別委員会をつくって審議し、その各種計画をどうするかって言ったときに議論したんだけれども、それがうまくいかないということであれば、議会としても今後どのようにしていくかというのを、これもまた執行部との調整をとりながら議会として考えていかなければいけないことだと思いますので、それも含めて委員長が、また議長等が検討いただく機会を持っていただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

志田議長 渡辺委員の提案というか考え方についてであります。確かに11年前の総合計画のときに、その都度その都度、丁寧に説明していくという話は私もちょっと記憶があるんですけど、それを担保にしたという、そこまではちょっと記憶にはないんですけども、いろいろなやり取りをやっていく中で、丁寧な説明はしていくというような話を伺っております。そういう記憶がありますので、今後またいろんな計画が出てくる中で、同じことの質疑だとなかなかスムーズに進みませんので、しっかり検討していきたいなと思います。

星委員長 ほかにありませんか。(なし) なければ、これで質疑を終結します。本件については、引き続き調査することで御異議ありませんか。(異議なし) そのように決定いたしました。

## ②子ども・子育て支援金の負担について

星委員長 ②子ども・子育て支援金の負担についてを議題といたします。執行部に説明を求めます。

吉澤市民福祉部長 それでは、子ども子育て支援金の負担について、220番の資料を御覧ください。子ども・子育て支援金につきましては、全世代、企業、事業所の皆様からの拠出金により、子育て世帯に対する給付の拡充を通じて、子どもや子育て世代を社会全体で応援する仕組みということあります。資料については、こども家庭庁の作成の資料をそのままお付けしました。これについては、社会保険をはじめ、国民健康保険、後期高齢者医療保険など、全ての保険の被保険者の皆様から、令和8年度から支援金を御負担いただくことになります。(資料「子ども・子育て支援金制度について」により説明)

本市の国民健康保険につきましては、今後、国民健康保険運営協議会が予定されておりますので、そちらで御審議をいただきまして、国民健康保険税条例の改正と令和8年度予算への計上を次の議会で行いたいと思いますので、本日のところは、この新しい制度が国民健康保険に追加されるということの御説明であります。説明は以上です。

星委員長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

渡辺委員 既に健康保険から拠出金、要は協会けんぽのほうでは、企業に対して子ども・子育て拠出金という名目で企業に出ていますけれども、この国民健康保険ですとか後期高齢者というのは、これまでその拠出金というのは全くなかったのでしょうか。

吉澤市民福祉部長 子ども・子育て支援に対するいわゆる保険料に上乗せする支援金という制度そのものは令和8年度から始まります。保険者がそれに対する拠出として求めるものとは、これは恐らく違うものとことを言っているのであります、加入者一人当たりについての支援金額、それぞれほかの健保等も含めてここに示されておりますけれども、既存の制度とは違うものが令和8年4月から始まるということです。

渡辺委員 要するに、今まで協会けんぽですとかの組合健保とすると、例えば事業者が、拠出金として払っていて、被保険者については普通の料率だけで、この子育て支援金というのはなかった、拠出金が入ってなかったということだと思いますので、そうすると国民健康保険者としての魚沼市ですとか、そういったところにはそういった協会けんぽ等で事業者が出していった拠出金みたいなものの制度自体はなかったということでいいんですか。

吉澤市民福祉部長 国保財政には歳入も歳出もいろいろなものが入ったり出たりしていますけれども、保険者としての魚沼市国保については、ちょっと今出てきませんが、今回お示したのは、それとは別の加入者一人当たりの負担ということありますので、保険者が負担していたものとは別にということです、御理解をいただきたいと思います。

渡辺委員 確かにその趣旨はよく分かります。今度は被保険者にかかる子ども・子育て支援金だということだと思います。私が確認したかったのは、全体の魚沼市としての国保の中で、協会けんぽのよう事業者に対して拠出金があるように、今回ももしあつたのであれば、それを知りたかったんですけれども、また予算なり決算のときにでも聞かせていただきたいと思います。

星委員長 ほかにありませんか。(なし) なければ、これで質疑を終結します。本件については、引き続き調査することで御異議ありませんか。(異議なし) そのように決定いたしました。

### ③後期高齢者医療保険料率の改定について

星委員長 ③後期高齢者医療保険料率の改定についてを議題といたします。執行部に説明を求めます。

吉澤市民福祉部長 続きまして、後期高齢者医療保険について御説明いたします。資料はございません。後期高齢者医療保険の料率等につきましては、2年ごとをめどに改定が行われているところであります。令和8年度が保険料改定の年になります。加入者数の増加、医療費の増加が顕著であることから、先ほど述べました子ども・子育て支援金の分の負担も含めて保険料率の改定が予定されています。今後、広域議会等を経て決定がされますので、2月定例会にその内容を踏まえて当初予算の計上を行いたいと考えておりますので、本日は資料はありませんけれども、2月定例会で御審議をいただきたいと思います。以上です。

星委員長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。(なし) なければ、これで質疑を終結します。本件については、引き続き調査することで御異議ありませんか。(異議なし)

そのように決定いたしました。

#### ④魚沼市健康づくり計画策定（改訂）について

星委員長 ④魚沼市健康づくり計画策定（改訂）についてを議題といたします。執行部に説明を求めます。

吉澤市民福祉部長 それでは、健康づくり計画の策定について御説明いたします。資料は240番を御覧ください。（資料「魚沼市健康づくり計画策定（改訂）について」により説明）

星委員長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

渡辺委員 今のお話ですと、これは1月10日号の市報でパブリックコメントの募集をすることです。そうすると、これについては議会に素案を示さないで出してしまうということでしょうか。

吉澤市民福祉部長 15日の策定委員会で素案まで持つていければ、1月10日の市報に載せるのと同じタイミングをもって、パブリックコメントを募集したいと考えております。

渡辺委員 先ほどの計画については、一応、次の委員会で示しますと。今回のこの計画については、もう15日が終わってしまったら、私たちに示されることなくパブコメにいきますという理解でよろしいですか。

吉澤市民福祉部長 素案ができた段階で、素案の内容については資料、実際にはスマートディスカッションに格納するということになるんだと思いますけれども、もちろん提供します。

渡辺委員 そうしますと、パブコメのコメントと同時にタイミングで、パブコメはパブコメで募集をし、そして、どのタイミングなのか分かりませんけれども、休会中に委員会を開催したときに、我々議会側からの意見をいただかうという予定でしょうか。

吉澤市民福祉部長 委員会の開催の予定が分からなかったので、どちらが前後するというところまでは申し上げられませんけれども、パブコメの期間を1か月とっていますので、その期間内にということで委員会が開催され、御意見をいただかうということも考えられると思います。

星委員長 ほかにありませんか。（なし）なければ、これで質疑を終結します。本件については、引き続き調査することで御異議ありませんか。（異議なし）そのように決定いたしました。

#### ⑤魚沼市地域医療計画策定について

星委員長 ⑤魚沼市地域医療計画策定についてを議題といたします。執行部に説明を求めます。

吉澤市民福祉部長 続きまして、250番を御覧ください。魚沼市地域医療計画の策定についてというものであります。（資料「魚沼市地域医療計画策定について」により説明）こちらの計画につきましては、計画の性質上、専門性が高く、また上位計画がある中で、その範囲内で検討することから、市民参画を求めるというよりは、それぞれの専門の方、具体的には市内のドクターですとか保健医療の関係者に聞き取った上で、これは事務局内部

で策定をすること、パブリックコメントも特に予定はしていません。こちらにつきましても、素案ができましたら委員会にはお示しをしたいと考えております。以上であります。

星委員長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

大平委員 これは新たに作成をするということで、医療計画の策定の予定についてはどうなっているのでしょうか。

小山健康増進課長 計画策定時期は年度内を予定しております。

大平委員 これは内部で検討するという話ですが、これは市民には誇らないで、まとまつら議会にも説明していただきなければならないですが、すぐに計画を載せると。策定してそれを公表すると、そういうことになりますか。

吉澤市民福祉部部長 位置づけが公共施設再編における、例えば社会教育だったり福祉だったりする、例えば長寿命化計画のような、そういう下部計画的な取扱いと今のところ考えておりまでの、特に市民向けの公表というの現段階ではしないと考えております。

大平委員 公共施設の内部の検討資料という、そういう位置づけ、そういうことなのですか。

吉澤市民福祉部部長 成案となった全てを内部資料とするということになるかどうかはまだ未定ですけれども、公表できる部分はその上位計画との関係もありますので、それはしたいと思っております。

大平委員 医療のハードの部分、おっしゃったハードの部分だと思うんですけども、ハードの部分と言いながら例えば⑦では、医療提供体制は住民に直接かかわる部分であります、やっぱり方向性を考える上で、ある程度どの程度公表されるのか、ちょっと今のところはよく分からぬのですけれども、医療を形づくるような、大事な計画になると思うので、十分な審議を求めますし、ぜひ我々にもその報告をいただければと思いますがいかがでしょうか。

吉澤市民福祉部部長 策定の経過で申し上げたとおり、この策定のプロセスに市民参画がないので、これで得た結論をそのまま魚沼市の結論とするにはやはり不十分というか、そういう目的ではないところから始まっている計画でありますので、そういう意味で公表を予定していないと言ったものであります。この成案としてのそのままの形での公表を予定していないと言ったものであります。ただし、市の医療提供体制については、当然広く市民にお示ししなければならないもので、場合によっては、これによってさらに上位の計画が改定というようなことがあれば、それをもって市の計画として公表するということは考えております。

大平委員 繰り返しますけれども、最後の⑦については丁寧な説明と公表というのをお願いするし、それでやっぱり今の総合計画との整合性ということでお話ししたと思うんですけど、医療を形づくるような方向性を持ったものに私はなるのではないかと思って、やっぱり市民と共有する部分は概略とか概要とかではなくて、具体的にこういう内部で検討される計画に基づいた章立てとなるか分からぬんですけども、分かるような形で見せていただきたい、公表していただきたいと思うんですが、その辺を確認して終わります。

吉澤市民福祉部部長 基本的には当然、市民の皆様から見ていただきなければならないと思っています。その中で、魚沼医療圏でありますとか、他の計画との整合性をとった上でないと公表できないということもありますので、その辺りにつきましての整理も含めて検討

はしております。検討はしますし、公表は当然するべきだと思いますけれども、この計画としてのこのままの形での公表ではなく、総合的な医療体制での公表あるいは周知ということで考えております。

渡辺委員 まず、この作成は今年度中というお話でございました。そして、計画期間はどの程度考えていらっしゃいますか。

吉澤市民福祉部部長 この計画そのものは法定でも法定努力義務でもないですので、そういうことでは定まったものはないんですけれども、ハード整備を含むということになりますと、公共施設等総合管理計画と合わせるとすると、最長20年か5年ごとのその下部計画、そのどちらかに合わせていくような形になると今考えております。

渡辺委員 そうしますと、施設のほうの5年、5年というのが、ちょうど途中のは何年でしたでしょうか。一応、すみません、確認させてください。

吉澤市民福祉部部長 公共施設等総合管理計画、その下の5年ごとの計画は今年度改定の時期であります、令和8年から令和12年ということになります。

渡辺委員 そうすると今回また5年間の計画ということでつくられるということになりますか。

吉澤市民福祉部部長 公共施設等総合管理計画には、病院事業会計のハードは実は含んでおりません。ですので、診療所と堀之内医療センターは含んでおりますけれども、小出病院については、もともと計画には載っていなかったのであります。そういうこともあって策定の必要性を考えているわけですが、ここで得た結論がそのままそちらにスライドしていくというよりも、意味合いは合わせておりますけれども、その整合性をとりつつも、上位計画と直接関連があるような計画ということではなく、趣旨としては当然関係ありますけれども、この公共施設等総合管理計画に溶け込ませるというようなことではないと考えております。

渡辺委員 現在、多分、新潟県の医療計画があると思うんですけども、新潟県の医療計画は何年から何年までになっていますか。

吉澤市民福祉部部長 申し訳ありませんが、今、資料を持ち合わせておりません。

渡辺委員 以前は医療計画は5年だったんですね。それで、今から5年ぐらい前かなと思うんですけども、それまでは5年計画だった医療計画を6年計画にして、そして介護保険事業計画と一体でということで、介護事業保険計画は3年ごとだったんですけども、医療計画を6年にして改定時期を合わせるというようなことをしてきた経緯がございます。今お話を聞いていると、新潟県の医療計画と魚沼地域医療圏ですかね、その計画との整合性も持たせてというお話でございました。その辺の整合性を図るのであれば、今ちょっと調べさせていただくと、新潟県のほうが令和6年、2024年からの6年の計画で、前回の介護保険事業計画と一緒に変わったんだと思っています。そして、この次の介護保険のときには一緒に改定になりませんで、その次の改定のときにというような感じなので、今ほど施設については、そのまま上がって、市の方と計画が上がっていかないというお話でしたので、であれば、今ここでつくっていただくことをどうこうと言うつもりはないです。ただ、今後またそういったところと合わせてということであれば、計画期間もできれば医療計画と合わせて6年にするですか、そういった、一緒に改定していくみたいな流れというのは必要ではないかと思うんですけど、いかがでしょうか。

吉澤市民福祉部部長 今回策定して2次計画をつくるかどうかも含めて、まだ未定であります。今回つくったものをそれぞれの既存の計画にうまく包含させることができれば、これ単独で2次計画をつくる必要がないのではという気もしておりますので、そこはこの計画の成果と、あと関連するいろいろな計画の計画期間とか、その内容を見比べながら、必要があれば2次計画もその期間に合わせてつくることがあるかもしれませんけれども、今のところそこまでは考えておらず、この成果を既存の計画に生かすというような使い方を検討しているところです。

渡辺委員 そうであれば、ここで計画をつくっていっていただいて、先ほどの説明ですと、 庁内での計画なので、これ例えればできましたと言ったときに、私たち議会が、こう直してくださいという話ではないとは思います。ただ、やはり出来上がったものを報告していただきながら、今後、医療計画ですか介護保険事業計画ですかと、どのようにして整合性を持たせていくかみたいなところは報告いただきながら、一緒になって調査させていただけたらと思うんですけど、今回の策定をどうこうではなくて、今後ということですけれど、いかがでしょうか

吉澤市民福祉部部長 この医療計画の内容についてお示しをしたいと思いますが、その活用を、内容的には保健の計画ですか介護、あるいは公共施設の計画とそれぞれ関連してきますので、それについては当然そういうことと一緒に検討をされ、またそういうふうに活用できるようなものをつくっていきたいと考えております。

星委員長 ほかにありませんか。(なし) なければ、これで質疑を終結します。本件については、引き続き調査することで御異議ありませんか。(異議なし) そのように決定いたしました。

吉澤市民福祉部部長 申し訳ありません。先ほど公共施設等総合管理計画の計画期間にお答えできていなかったのでお答えいたします。既に期間中でありますが、2016年度から2035年までの20年間です。

星委員長 これについて質疑はありませんか。(なし) なければ、これで質疑を終結します。本件については、引き続き調査することで御異議ありませんか。(異議なし) そのように決定いたしました。

## ⑥令和8年度以降のけん診会場の変更について

星委員長 ⑥令和8年度以降のけん診会場の変更についてを議題といたします。執行部に説明を求めます。

吉澤市民福祉部部長 こちらについては資料はございません。けん診会場の変更ということで御報告をいたします。現在、守門地域におきまして、北部庁舎、それから上条体育館の2会場で実施をしています住民けん診について、北部庁舎に集約をしたいというものです。上条体育館につきましては、今2階はゲートボール場としての利用がありますけれども、1階が利用がなく、けん診会場としての1階を使うために前の日に行って掃除をしたりですとか、あらかじめ水道を出して、使用できる状態にしておくとかというような労力がかかっていることに加えまして、施設がバリアフリー化されておらず、スロープがないというようなこともありますし、必ずしも受診する皆さんにとってはいい環境ではない

ということあります。実際に受診者へのアンケートをとったところ、118名の受診者に対して113名から回答をいただきまして、ほとんどの方が交通手段があるということが分かりましたので、この結果をもって、それぞれ今の該当する地区の区長さんに説明に回って、おおむねの御了解をいただいたところであります。ということで、令和8年度からは上条会場を廃止し、北部庁舎に1本化したいというところであります。説明は以上です。

星委員長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

大平委員 アンケートの118名というのは、どういう方が対象ですか。利用者ですか。

小山健康増進課長 今年度に上条体育館で受診された方になります。

大平委員 ほとんどの利用者は車であるので支障がないと、そういう御判断だつと思うんですが、これは実際、今は車で相乗りで来られても、今後足の確保の問題というのは、乗合タクシーがあると言えますが、遠い方もいらっしゃるので、この辺の対応はどう考えていますか。

吉澤市民福祉部長 乗合タクシーを実際に利用したことがなくて知らないという方もいらっしゃったので、そちらについては今ある乗合タクシーを使ってもらえるように周知をしたいと思います。今のことについてということでありますけれども、交通手段もさることながら、上条体育館が会場として、最初の階段がかなりバリアとしては難しい会場でありますので、けん診会場までの足はこの会場に限らず課題であるとは思っていますけれども、上条体育館につきましては、それよりも今の施設の古いところが喫緊の課題であり、やはりそこは集約したほうがいいということで、交通手段については引き続き検討していくたいと思っております。

大平委員 検討というか、来年度はどうするんですか。

吉澤市民福祉部長 来年度の方は113名お答えいただいたうち、二人以外は交通手段があるとお答えいただいているので、その二人の方は乗合タクシーを周知することで、実際にには、けん診会場までの足を確保できるであろうという見込みであります。

大平委員 最後にしますけど、今後のこととはっきり言わなかつたんですが、車があるからいいという話ではないと思うところがあります。なぜなら、市の高齢化率、健康寿命、もちろん、その医療全体を考えても、けん診にぜひ足を運んでいただくと、そういうスタンスでいかないとなかなか早期発見、早期治療には結びつかないのではないかなど。健康、予防医療に守門地域は長年取り組んできたところもありますし、ぜひ会場も適当なところがないのであれば、そこを北部庁舎とするのであれば、北部庁舎も決していいとは私は思いません。どこか適当なところで、バリアフリーがしっかりしているところ、適地をやっぱり見つけていくべきだと私は思うんです。とりあえず集約をすることであれば、やはり何らかの移動手段と周知。今、けん診会場でけん診していない方も含めて、できるだけけん診を受けてもらうような体制を行政としてハードの面も含めて整備をしてもらいたいというのがあるので、ぜひ移動手段については早期に検討をしていただきたいんですが、その辺いかがですか。

吉澤市民福祉部長 当面、先ほど交通手段がないとお答えになった二人の方には周知をしたいと思います。それについては、乗合タクシーを利用いただければ多分大丈夫だと思いますので、そこはもう個別の対応になるかもしれませんけれども、周知といいますか、乗合タクシーの利用については御説明をしたいと考えています。それ以降のことについては、

委員おっしゃった課題はやはりそうだと思いますが、やはりハード整備についてはなかなかすぐにはできませんので、それについてはまた引き続き検討したいと思います。

渡辺委員 北部庁舎の方に全体的にということについては、バリアフリーですとか、そういった点で、そちらに行くという点については本当に周知していただいて、頑張っていただければいいかなと思います。ちょっと関連ではないんですけども、今ほどけん診の受診するかどうかって毎年出しますよね、各世帯に。住民票に載ってる方々の名前がみんな載っているような形で、該当者ですよね。それで、会社に勤めている方は会社で受けますとか、それもあるんですけど、特に私、高齢者でちょっと気になるのが、例えば病院に既存の病気があるというと、その病気で病院を受診してるからしなくていいと思ってらっしゃる方がかなりいるような気がするんですけど、その辺は健康増進課としてはどのように考えられますか。

小山健康増進課長 定期的な受診もさることながら、やはり健康診断で見つかる病気もありますので、健康増進課としては受診勧奨に努めているところであります。

渡辺委員 私も本当にそう思って、定期的に病院に行ってからといって、新たな病気っていうのは見つかるわけではないので、やっぱり1年に一遍ぐらいはけん診を受けていただきたいと思うんですけど、やはり足ですよね。ないとどうしてもなかなかかっていうところがあるので、今ほど連絡をするときに、御高齢の方たちがやっぱり受けたいというか、こういう状況だったら受けられるみたいな、そんな工夫みたいのを今してらっしゃるかどうか、ちょっと確認したいんですけど。

小山健康増進課長 高齢者に特化したものは今しておりませんけれども、一応リフト付きのバスを配車したりですか、そういった工夫には取り組んでいます。

渡辺委員 そこに行くまでの足がないというのが高齢者だと思いますので、今勧奨しているというお話をしたので、年に一回その意向調査をする際に、御高齢の方たちが受けやすくなるような工夫というのはまた必要なではないかなと思いますので、どういう方法があるかはまた検討いただければと思います。いかがでしょうか。

小山健康増進課長 検討してまいります。

星委員長 ほかにありませんか。(なし) なければ、これで質疑を終結します。本件については、引き続き調査することで御異議ありませんか。(異議なし) そのように決定いたしました。

## ⑦権利を放棄した医師等修学資金の不納欠損処分及び基金への補填について

星委員長 ⑦権利を放棄した医師等修学資金の不納欠損処分及び基金への補填についてを議題といたします。執行部に説明を求めます。

吉澤市民福祉部長 こちらについても資料はございません。口頭で失礼いたします。本年9月定例会におきまして、魚沼市医師等修学資金貸与条例により、平成23年度に貸与した修学資金のうち291万5,279円及びこれに係る遅延損害金の返還を受ける権利を放棄することについて議決をいただいたところであります。次回2月定例会におきまして、この基金の額を2億900万円と定めている魚沼市医師等修学基金条例に基づき、債権放棄分を不納欠損処分することによる欠損分を一般会計から補填する内容の補正予算案を提案する予定で

あるということで、今検討しております。こちらについては、2月定例会での御審議をよろしくお願ひします。以上であります。

星委員長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。(なし) なければ、これで質疑を終結します。本件については、引き続き調査することで御異議ありませんか。(異議なし) そのように決定いたしました。

#### ⑧第3次魚沼市生涯学習推進計画について

星委員長 ⑧第3次魚沼市生涯学習推進計画についてを議題といたします。執行部に説明を求めます。

大塚教育委員会事務局長 第3次魚沼市生涯学習推進計画の策定状況について概要を説明いたします。資料は280、第3次魚沼市生涯学習推進計画についてのファイルになります。(資料「第3次魚沼市生涯学習推進計画について」により説明)

今後、素案をまとめた後に、庁内での調整や議会の委員会での説明などを経た上で、2月中をめどにパブリックコメントを実施し、年度内の完成を目指して進めていく予定としております。以上となります。

星委員長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。(なし) なければ、これで質疑を終結します。本件については、引き続き調査することで御異議ありませんか。(異議なし) そのように決定いたしました。

#### ⑨第2次魚沼市子ども読書活動推進計画について

星委員長 ⑨第2次魚沼市子ども読書活動推進計画についてを議題といたします。執行部に説明を求めます。

大塚教育委員会事務局長 それでは、第2次魚沼市子ども読書活動推進計画の改定について、概要を説明します。資料は290、第2次魚沼市子ども読書活動推進計画についてのファイルになります。(資料「第2次魚沼市子ども読書活動推進計画について」により説明)

今後、素案をまとめた後に、2月をめどにパブリックコメントを実施し、年度内の完成を目指して進めていく予定としております。以上となります。

星委員長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。(なし) なければ、これで質疑を終結します。本件については、引き続き調査することで御異議ありませんか。(異議なし) そのように決定いたしました。

ここでしばらくの間、休憩とします。

休 憩 (14:12)

再 開 (14:25)

星委員長 それでは、休憩を解き会議を再開いたします。

## ⑩旧入広瀬中学校校舎及び入広瀬体育館の解体について

星委員長 ⑩旧入広瀬中学校校舎及び入広瀬体育館の解体についてを議題といたします。執行部に説明を求めます。

大塚教育委員会事務局長 旧入広瀬中学校校舎及び入広瀬体育館の解体につきまして、11月21日の福祉文教委員会で説明した際に、関連する新潟県の地域整備部が実施する雪崩防止工事について触れたところですが、位置関係が分かる資料を補足してほしい旨の御意見をいただいたところです。資料としまして位置図、資料は300、旧入広瀬中学校及び入広瀬体育館解体工事位置図のファイルを提出しますので、御確認をお願いします。

(資料「旧入広瀬中学校校舎及び入広瀬体育館の解体について」により説明)

本市の解体工事の場所の西側の崖の縁を県の工事車両が通ったり、作業を行ったりするなど、作業スペースや工程に調整が必要となるものです。以上となります。

星委員長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

大平委員 それでは、雪崩対策で今バッティングするという説明がありました。雪崩対策はいつからいつぐらいまでというのを分かりますか。

大塚教育委員会事務局長 県は、実際の工事は継続で行うということで、これから複数年にわたって工事を行う予定と聞いております。

大平委員 調整が必要だということではあります、工事を実施する側はそうかもしれないんですけども、実際、住民の方はここを見て分かるとおり、どっちから来ても屋混みなんです、中心部ですから。なので、バッティングするということであればなおさらなんですが、工事車両、当局の皆さんよく分かると思うんですけど、この細い住宅街のところはダンプが通るだけでもいっぱいです。バスでも結構なものなんんですけど。なので橋を通ってもそうですので、これは住民の方にちょっと非常に通行の面で大きな支障が出てくるのかなと。そこら辺を踏まえてお聞きしますけれども、具体的に制限、何時から何時まで通れません、片側通行です、例えば交通誘導の方が来て整理をするというのが実際考えられるんですけども、住民の方への交通への対策というのを何か考えていらっしゃいますか。

大塚教育委員会事務局長 発注等につきましてはこれからということになっておりまして、まだ建設業者も決まっていない段階でありますので、そういった細かい具体的な調整につきましては今後という形になりますけれど、住民の方に支障がないような工程を組みながら実施をしていきたいと考えております。

大平委員 支障がないと言っても支障が出てくると思うんです。住民の方がどれだけ理解していただけるか、協力していただけるかという、そういう範疇かなど私は思うので、計画がこれから実施されるわけですから、ぜひその辺のアスベストの問題も委員会のときは話をしましたけれども、実際の工事の実施の際には、支障が出てくると思うんですが、そこら辺は住民への説明と、それからきっちりした作業計画というんですか、特に搬入、事業者の工事車両の搬入については、騒音だとか音だとか、そういうのも含めまして、丁寧に説明と理解と協力が得られるような形でやっていただきたい。もう一つ申し上げたいのは、実施する前に説明をされると思うんです。実施期間中もですね、きちんと住民の方に、世帯数が多いものですから影響が大きいと思います。なので期間中ですね、様々な声が上がると思います。当然ながら、その時にやっぱりきっちりした形で説明をするなり、あるいは

は理解や協力を得られるようにしていただきたいということで、これはお願ひですが、や  
っていただきたい。その辺のお考えについて聞いて終わりにします。

大塚教育委員会事務局長 工事する際、あるいは工事を実施中につきまして、住民の方にき  
ちんと説明ですとか対応できるような形で進めていきたいと考えております。

星委員長 ほかにありませんか。(なし) なければ、これで質疑を終結します。本件について  
は、以上といたします。何かあれば随時報告願います。

## ⑪その他

- ・市税の滞納処分及び滞納処分の執行の停止について
- ・ナンバープレートについて

星委員長 ⑪その他について、執行部から報告事項等はありませんか。

吉澤市民福祉部長 1点何度もお尋ねをいただきおりました市税の滞納処分及び滞納処分  
の執行の停止について報告をさせていただきたいと思います。資料310番を御覧ください。  
市税の滞納処分及び滞納処分の執行の停止についてであります。地方税法におきましては、  
納期限までに市税を納めないと規定されています。しかし、全ての滞納者に対して差  
押さえを行うことは不可能であることから、当市では優先順位を決めて、地区担当ごとに催  
告、調査、差押さえ、処分の順に対応しているところであります。この中で、魚沼市滞納処  
分の執行の停止に関する取扱要綱に基づき、一定の要件に該当した場合には、滞納処分の  
執行の停止を行うこととなります。執行の停止の要件とタイミング等についてであります。  
財産調査により魚沼市滞納処分の執行の停止に関する取扱要綱第3条、執行停止の要件の  
いざれかの要件、これ次ページに掲載しておりますが、該当すると認められるときは年度  
末に一括して要綱第4条、執行停止の手続及び要綱第5条、滞納処分の執行停止の通知を行  
っているところであります。執行停止の要件に該当すると担当が判断した場合には、その都度、税システムの個人情報のところに執行停止予定者、催告対象外、生活保護等の該  
当事項を反映させ、年度末に要件を満たしているか、担当者により判断に差異が生じてい  
ないか等の確認会議を行い、市長に報告した後に執行停止を決定し、通知を発送してい  
るところであります。なお、要綱第3条第1項第2号、生活を著しく窮屈させるおそれがある  
とき、滞納者が生活保護法に規定する被保護者になったときについては、被保護者にな  
った際に、担当課から生活保護連絡票が各課に情報共有されています。市税については、  
この時点で執行停止予定者として税システムの個人情報に入力するため催告書が送付され  
るということはありませんし、納期末到来分、納期がこれから来る分の市税についても、  
減免申請の提出により免除となることから、督促状を送付することもありません。また、  
システムでは財産調査、この図における財産調査②の後に行っている個人情報に該当事項  
を入力した以降は、その都度執行停止を行わなくても、催告書等の送付データは作成され  
ない仕様となっているということです。ということで年度末に一括して執行停止を行って  
いると申し上げましたし、実際そうなんですかとも、その該当者に催告書がその都度行  
くというようなことは、このシステムに入力することによって、実際にはそれはもう帳

票が発行されませんし、本人のところに行くこともないという点では、年度末を待たずに、実際には催告書はもう出ないという取扱いになっているというものであります。説明は以上です。

星委員長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

渡辺委員 こうやって出していただいてありがとうございます。それで、生活保護の方といふのは担当課のほうから被保護者になりましたという連絡が来た時点で、そのような対応になるということで、執行停止のお知らせというのは3月だから、その後に通知は3月以降に出すということで、今までしていなかったのがしてもらうようになりましたけれども、それでただ生活保護の方であったとしても、3年ですね、3年経過するとそれがなくなるというかですよね。そのときには通知を出す必要はないんでしょうか。

吉澤市民福祉部長 あくまでも滞納処分の執行を停止しているということですので、いわゆる債権を落とすということになると、それは一応別の処分ではあると思いますがその通知を実際どうしているか、あるいはどうしないといけないと定められているかについては、すみません、今日は資料を持ってこなかったのでお答えができません。

渡辺委員 一応御本人が自分で払いますと言ったときには受け取るという仕組みになっているので、おそらく私債権についてはそういう形になっていて、ただ、公債権の場合は3年経過して向こうが持ってきたとしてもどうだったかなって、法律をまた見ていただければと思います。おそらく通知を出さないのではないかなど。国も通知を出すところまで規定していないと思っているので、通知を出さなくてもいいのかなと思っています。ただ、丁寧なところは、そういう制度があるということをお知らせしてはいるはずなんです。なぜかというと、たしかこの財産調査は一応1年に1回することになります。なので働くようになったりですとか、急に財産相続したとか、いろんなことがあると、そこでまた停止になるというか、解除されるという仕組みになっています。そのときには、本来であれば御本人から通知いただけるのが一番いいんだとは思いますけれども、1年に1回は調査することになっていると。その間だから、本人とすれば本当に何と言うのかな、早く復帰したくて仕事を始めてしまうとですよ、無理してでも早くしてしまうと、逆にまたそれがかぶってきて、それでっていうのがあるので、やっぱり法律上こうなっているんだということは丁寧な自治体はお知らせしています。なので、執行停止の通知をするときにでも分かるような形で3年間するとそれが、債権がなくなるというか、その用語をちょっとすいません、なかなか固有名詞が出てこなくて、その通知を出すときに、こういうシステムですっていうことはあんまり小さく書かないで、ちゃんとしておいていただきたいなというのが一つです。丁寧なところはホームページの中でそんなことをうたってるところもあります。そのことによって、3年経過後に本当にまた納税者として頑張ってもらえるようになってもらいたいなというのが一つであります。要は生活再建をしていただきたい。それからもう1点は、確かに滞納のときに事業が駄目になったとか、幾つかの要件のときには御自分から減免あるいはその市に対してするという制度があったと思います。その辺については、今どの程度市民に対して周知をされていますか。

吉澤市民福祉部長 そういう地方税法に定めるものがすべからく市民の皆さんのが分かりやすい形で周知をしているかというところは、そうなっていないかもしれませんけれども、少なくとも納税相談にいらっしゃって、こういう事情だということがあれば、それは申請に

よれば減免の対象になりますよというようなことは相談に対するお答えとしてはしておりますので、広くというよりも、そういう相談された対象の方には分かるように説明をしているところであります。

渡辺委員 できるだけそういう周知ですね、知っていただかないと。来てください、納税相談に来てくださいって何度も言つても来ない方っていうのは来たら容赦なく取り立てられるんじやないかというような恐れとかを持っていらっしゃる方もいらっしゃいます。現実、私が幾つか相談に乗った方は、もっと早くに来てくれたならなっていう思いがあった方、結構いらっしゃいますので、ぜひ法律上幾つかの要件がたしかあったと思うんですが、こういう方たちについては減免申請を自らができるという制度になってるはずですので、その辺をちゃんと広報でもいいですし、そしてまた税務課としてたまにはホームページだけじゃなくて広報とかで知らせるというようなことをしていくことで、納税相談にも来ていただきやすくなりますし、何て言うんでしょう、いつまでも自分の中でもって大変だ、大変だ、大変だと言って、ある意味自殺までされたら困るわけですので、ぜひそういった法律上認められている権利を市民の皆さんに周知していただくことを、今後ぜひやっていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

吉澤市民福祉部長 先ほど委員からの丁寧なところではということで、他市の事例を紹介いただいたので研究したいと思います。先ほど納税相談と私申し上げましたけども、例えば福祉の相談であるとか、市民課に対する相談でも、その生活困窮に類するようなことであれば、税務課にも相談するようにというようなことで、そこはすぐにでも改善できるところですので、そこは全体的に取り組んでいきたいと考えております。

渡辺委員 かなり横の連携ができるようになったんだろうと思います。私、実際分からんんですけど、してらっしゃるという話でしたので、ぜひ納税の相談だけでなく、他の納付の滞納ですかのところもしっかりとつなげていきながら、みんなで市全体として生活困窮者を出さない、そして自立支援を早めにしていくという取組を今後ともしていただきたいと思います。以上です。よろしくお願ひします。

星委員長 ほかに質疑はありませんか。この件はこれで終わりといたします。執行部からほかにありませんか。

吉澤市民福祉部長 その他ということで、もう一つお願ひいたします。令和7年度予算で、いわゆる原付のオリジナルナンバープレートの予算をつけていただいております。それが出来上がりますので、こちらについてお知らせします。こちらについては、公式キャラクターのうおぬまっちをメインとしまして、背景に新緑の山と水田をデザインしたようなイメージであります。これを1月の定例記者会見でお披露目し、交付については令和8年度、4月からと予定しておりますので、お知らせいたします。以上であります。

星委員長 これに対して質疑はありませんか。この件につきましては、以上といたします。では、委員の皆様からほかに御意見、御協議はありませんか。

#### ・指定管理者制度について

渡辺委員 私のほうで今回、この指定管理者制度の認定につきまして、議会の議決に当たりまして資料を出してほしいということだったんですけども、膨大な資料だということで、

今回この委員会には間に合わなかつたです。それで、私としてはそんな膨大もない資料だとは思つてないんです、正直なところ。他市のマニュアルですとか、指定管理者のマニュアル、あるいは運用指針ですとかを見ますと、議会に対してこれとこれとこれというような形で出す提出物を指定していたりします。ぜひとも今後は指定管理者制度の透明性を図るというのが総務省の方向でありますし、マニュアル等も努力義務ではありますけれども、マニュアルの指針ですとかも、努力義務ではありますけれども今回、この福祉のところだけでなく、これ全体の話になるかと思うんです。指定管理者を認定する際の議会に対する資料の求め方みたいなものについて、研究なりしていただいて、また、それについて議決のときだけでなく、これまで見せていただきたいと言いながら、なかなか見せていただけなかつたものですから、どういう制度になっているかについても、議会としてもやっぱりもうちょっと調査する必要があるのではないかなと思っておりますが、委員長いかがでしょうか。

星委員長 これは資料提出についてですか。所管事務調査としてやることじゃなくて資料提出を求ることですか。

渡辺委員 膨大もない資料だと言われて、今回、私が資料提供を一応委員長にお願いしました。資料提供というのは議案の議決のための資料としてだったんです。でも、それが資料が多すぎると。また日程もないということで、今回については提出できないということで、私もそれについては分かりましたということです。ただ、他市ではとんでもないほどの膨大な資料ではなく、指定管理者のときにはこういう資料を提出するようにというものがございますので、なのでここで調査して、どういうものを今後議会として提出してもらうのか指定管理の認定のときにするのか。それをある程度決まりましたら議会としては資料として求めていけたらいいかなと。それこそ数百ページあるのか分かりませんけれども、現実にはどのくらいのページ数ですか。執行部で分かりますか。指定管理のときに提出される資料は。

大塚教育委員会事務局長 指定管理者の選定については管財課になりますので、私どもについては、それぞれの担当課が所管するものについては、それぞれ提出にあったものを施設によって異なりますけれども、全体になりますと、年によっても変わりますし、それこそ私どもがこちらでお答えできかねるという状況になります。分からないです。

渡辺委員 私が聞きたいのは、指定管理者の全部だと話をしているんではなくて、今回みたいに指定管理、例えば特別養護老人ホームあぶるま苑のときの資料ですとかっていうのは、確かに施設によって出してくる資料は前後あると思いますけれども、例えば湯之谷デイサービスセンターではどのくらいの資料がありますか。

戸田市民福祉部副部長 すみません、今手元にございませんので、何ページということではお答えできない状況で申し訳ございません。

渡辺委員 実際のところはどうなってるかを調べたいわけではなくて、今だから他市では指定管理者を選定するのはそちらが選定して、指定を認定するのが議会で、議決するのは私たちです。その際の資料として提出するいろんな資料というかを様式として定めている市が結構ありますので、そういうところの資料でしたら、恐らく5ページないし10ページも満たないぐらいです。各指定管理者の一つ一つであれば、そのぐらいの分量でしかないはずですので、今、例えば20ページあるものを全部というわけではなく、やっぱりそれぞ

れの指定管理者でばらばらではなく、一定の様式で提出していただくようなのをこれからしていただきたいなど。その様式というのは、今、市が指定管理者に求めている幾つかの3つぐらい様式がありましたよね。それに、あとちょっとつけるぐらいかなと思っております。ここはきちんとどれとどれを出せっていうのがわからない状態では執行部も困ると思うので、そういう意味でこっちの中でちょっと協議いただければと思います。

星委員長 事前に審査されて議案として上がってきています。それを委員として審査するに当たって、その資料が渡辺委員は必要ということですね。

渡辺委員 他市でやってますしね。実際に。

星委員長 しばらくの間休憩します。

休 憩 (14:51)

(休憩中、意見交換)

再 開 (15:03)

星委員長 休憩を解き会議を再開します。今ほどの休憩の中で話をまとめまして、今回委員会として出すのではなくて、一度議長預かりにさせていただいて、総務委員会と協議していただくことによろしいでしょうか。(異議なし)

ほかにありませんか。(なし) そしたら、これ以降は委員のみで行いたいと思います。執行部の皆さんからほかにありませんか。(なし) 委員の皆さんから執行部にありませんか。(なし) それでは執行部の方は退席していただいて結構です。ありがとうございました。

(執行部退席)

## ⑤市民の声を聞く会での意見・要望事項の取扱いについて

星委員長 次に、⑤市民の声を聞く会での意見・要望事項の取扱いについてを議題といたします。資料150、10月31日に開催された令和7年度第2回市民の声を聞く会(議会報告会)の意見交換会の中で出された意見・要望事項を、広報広聴特別委員会でまとめたものが資料のとおりとなります。この取扱いについて、所管委員会で協議するよう依頼を受けました。福祉文教委員会所管のものは、黄色い網かけ部分となります。前もって正副委員長で取扱い案を入れてあります。これらについて協議いたします。しばらくの間、休憩といたします。

休 憩 (15:05)

(休憩中、委員会としての対応について協議)

再 開 (15:06)

星委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

市民の声を聞く会の意見・要望の取扱いについては、皆さんから協議いただき、以上のとおり変更なしといたします。御異議ございませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。本件については以上といたします。

#### **(11) 閉会中の所管事務等の調査について**

星委員長 日程第11、閉会中の所管事務等の調査についてを議題とします。お諮りします。

本委員会が閉会中に所管事務等の調査を行うことについて、議長宛てに申し出したいと思います。御異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。したがって、閉会中の所管事務等の調査については、議長宛て申出を行うことに決定いたしました。

私から2点、委員の皆さんにお願いいたします。1点目は、新年度の行政視察についてです。先般行われました委員長会議において、3常任委員会合同で行う方向で検討しています。つきましては、時期、場所、視察したい事項がありましたら、1月中に委員長まで申し出てください。この間の委員長会議では、7月、8月の6月議会が終わって、9月議会が始まるまでの7月下旬から、8月初旬ぐらいで大項目を1点決めて、3常任委員会で決めて、場所はそこに行くと決めてからの各委員会で一つずつ視察先にしていきたいので、各委員会が1個ずつ出してくると、多分全部ばらばらになってしまって、今後大項目を決めた後の私たちの意見が通るようであればと思っています。

坂大議会事務局長 例えは皆さんの共通の項目があればいいですけど、それがもしなければ、例えはこの間の委員長会議での話だと、これからごみ処理場を造るので、皆さんにごみ処理場の関係のところを視察、まず行って、そこでどこか場所を決めたら、あとは各委員会で、その行程の中であれば場所を決めた方が効率的という話をしたので、逆に福祉としてはいやそうではなくて、こういう分野の視察に行きたいというのがあれば、共通の項目を1個大項目と決めてもらって話を進めますと。

星委員長 7月8月なので、できれば早め早めに1月中に私までよろしくお願ひします。

2点目は、スマートディスカッションの容量がいっぱいになってきましたので、古いデータや市のホームページに載っているものは整理し、データ量を削除したいということです。この件について意見がありましたら、委員長まで連絡お願ひします。

坂大議会事務局長 もう少しでいっぱいになりそうで。会議の時にもお話ししましたけど、市の計画も全部入れているので、容量も圧迫しています。市のホームページで見られるようなものは、できればどんどん落としていきたい。あと、中には古いものもあるので、3年前ぐらいの前のデータもさっき言ったようにどこかで見れるようにはしますけど、データをなるべく整理して、スペースをどんどん上げていきたいと、そういう考え方です。何でもかんでも入れられるわけではないので。なので皆さんの方から逆に、あればこういうふうにデータの取扱いをしてほしいとか、そういう意見があったら聞かせてほしいと。

渡辺委員 このスマートディスカッションのクラウドっていうんでしようかね、その容量がいっぱいになってきているっていうところについてはいいんです。例えは市のホームページで見られるんだつたらと。ただ市のホームページ自体が古いのが見れなくなったりですとか、それから、先程私のほうでは、今、総務省の方は指定管理者のある程度ここを

この辺は公表せよということになってるんですけども、そういうしたものも全くない状況であります。市のほうも何か終わったのか、どこに隠れたんだかわからないけれど見れなくなってるような状況があるので、市のほうのホームページがやっぱり本当に蓄積されて、やっぱり私たちが過去どうだったかなっていうのが見れるような状況であればいいんですけども、そこも一緒に協議していただかないと難しいのではないかなど。こっちを消すことは全然問題ないです。市のホームページでちゃんと見れれば。

星委員長 私が分かりましたとも言えないんですけど。

大平委員 過去に遡ってほしいですよね。会議録もしかり計画も。どういう計画の推移で来たのかがわからないと、今だけ見ててもなかなかとりとめもないっていうか。そこは欲しいですね。削除はいいけど。

古田島委員 ホームページについては、自分が言ってからも全然直っていない。ホームページを変えて、古いデータを広報でも多分保存してなくて、古い計画は担当課しかない。構築しないと。根本的にはホームページをもうちょっとちゃんとしてもらえば。ディスカッションなんか容量をゼロにしてもらっても。

星委員長 そういう意見があったということでまとめていただいて。ちなみに、手元にきて3年、4年目ですか。

坂大事務局長 4年目です。何かいろいろ不具合が結構出てきているので、やっぱり5年ぐらいで更新等を考えていかないとということです。今回の単純に容量の問題です。

星委員長 閉会中なんですが、1月に委員会を開催したいと思っています。決定ではないですけれども、現時点でも確実に駄目だということがあればお聞かせください。

では、皆さんの予定をお聞きして、今現時点で1月16日金曜日の午前中か22日木曜日で執行部と調整したいと思います。

以上で本日の日程は全て終了しました。本日の会議の調製については委員長に一任願います。本日の福祉文教委員会はこれで閉会といたします。ありがとうございました。

閉 会 (15:14)

福祉文教委員会

委員長 星 直樹